

第 3 章

平成23年度事業実績

平成23年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	小項目	事業名
I 生涯にわたる健康づくりの推進			
(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進			
	ア	健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進（健康増進課）	① 市町村健康増進計画策定支援等 ② 県南の地域・職域連携推進事業
	イ	薬物乱用の防止（医療薬事チーム）	① 薬物乱用防止事業 ② 指導取締事業
	ウ	こころの健康づくり（障がい者支援チーム）	① ひきこもり・心の健康相談事業 ② ひきこもり家族教室
	エ	自殺対策（障がい者支援チーム）	① 自殺対策関連事業
(2) 生活習慣病予防の推進			
	ア-1	たばこ対策の推進（健康増進課）	① たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発 ② 喫煙防止教育支援 ③ 市町村におけるたばこ対策支援事業
	ア-2	歯科保健対策の推進（健康増進課）	① 市町村歯科保健強化推進事業 ② ヘル歯ケア推進事業 ③ 歯周疾患予防支援事業 ④ 地域歯科保健活動推進事業
	イ	保健医療福祉における研修の推進（総務企画課）	① 地域保健福祉活動推進研修
(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進（健康増進課）			
			① 食環境整備事業 ② 食育推進事業 ③ 特定給食施設管理事業 ④ 健康づくり・栄養改善対策 ⑤ 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業 ⑥ 地区組織育成支援事業
(4) 感染症対策（HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ）の推進（感染症予防チーム）			
	ア	感染症対策の推進	① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生动向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 肝炎治療特別促進事業 ⑥ 予防接種普及事業
	イ	結核対策の推進	① 結核健康診断 ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業
II 誰もが安心できる地域医療の確保			
(1) 安全・安心な医療サービスの確保			
	ア	地域医療体制の整備（医療薬事チーム）	① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ	救急医療体制の整備（医療薬事チーム） ① 初期救急医療体制の整備 ② 第二次救急医療体制の整備 ③ 県南地域救急医療対策協議会 ④ 県中・県南地域メディカルコントロール協議会
		ウ	難病対策の推進（健康増進課） ① 特定疾患治療研究事業 ② 難病在宅療養者支援体制整備事業 ③ 遷延性意識障害者治療研究事業 ④ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ⑤ 原子爆弾被爆者対策事業
		エ	献血者の確保（医事薬事チーム） ① 献血推進事業 ② 移植医療の推進
	(2)		医師、看護師等の確保と質の向上（総務企画課）
		ア	地域医療体験研修事業
		イ	保健医療福祉の人材確保 ① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導
	(3)		医薬品の有効性・安全性の確保（医療薬事チーム）
		ア	医薬分業の適正な推進 ① 医薬分業の推進
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保 ① 薬事監視 ② 薬事法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止
Ⅲ 子育て・子育てを支える社会の推進			
	(1)		地域全体で子育てを支援する仕組みの構築（児童家庭支援チーム）
		ア	子育て支援団体等との連携 ① 県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議
		イ	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進 ① 次世代育成支援対策の推進 ② 認可保育所の状況 ③ 保育対策等促進事業 ④ 認可外保育施設の状況 ⑤ 地域保育施設助成事業
	(2)		子どもの健全育成のための環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）
			① 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等 ② 子育て支援環境整備事業 ③ 児童福祉（保育関係）行政調査指導 ④ 保育所指導監査、認可外保育施設調査
	(3)		子育て家庭の経済的支援（児童家庭支援チーム）
			① 子ども手当の支給状況 ② 多子世帯保育料軽減事業
	(4)		援助を必要とする子どもや家庭への支援（児童家庭支援チーム）
		ア	障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実 ① のびゆく子ども支援事業 ② 市町村における親支援のためのグループミーティング事業運営技術支援 ③ 子どもの発達「気づき支援」推進事業 ④ 医療援護事業 ⑤ 小児慢性特定疾患治療研究事業
		イ	子どもの権利擁護の推進 ① 要保護児童対策の推進

大項目	中項目	小項目	事業名
		ウ	ひとり親家庭の支援
			① 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
	(5)		妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保(児童家庭支援チーム)
			① 先天性代謝異常検査事業
			② 新生児聴覚検査普及事業
			③ 特定不妊治療費助成事業
			④ 不妊専門相談等事業
	(6)		次代の親を育成するための環境づくりの推進(児童家庭支援チーム)
			① 若者の性の健康「生きいき応援」事業
			② 思春期相談事業
IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進			
	(1)		人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進(総務企画課、高齢者支援チーム)
			① 県南地域保健医療福祉推進協議会
			② 社会関係及び保健衛生統計調査
			③ 市町村地域福祉計画の策定支援
			④ 市町村社会福祉協議会指導監査
			⑤ 高齢者保健福祉計画等の推進
			⑥ 障がい福祉サービス事業所等職員研修会の開催
	(2)		誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進 (総務企画課、高齢者支援チーム)
			① 「いのちの学校」体験事業(ひがししらかわ“次世代交流”ふれあい体験)
			② ホームページ管理運営事業
			③ 老人クラブ活動等事業
			④ 民生委員・児童委員の活動支援
	(3)		生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進(高齢者支援チーム)
			① 百歳高齢者知事賀寿事業
	(4)		高齢者を対象とした福祉サービスの充実(高齢者支援チーム)
			① 地域支援事業
			② 介護保険の認定
			③ 介護保険法事業者指定
			④ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査
			⑤ 老人福祉施設の運営指導及び監査
	(5)		地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援(障がい者支援チーム)
	ア-1		雇用と就労の促進
			① 精神障がい者社会適応訓練事業
	ア-2		自立の支援と社会参加の促進
			① 精神障がい者福祉ホーム運営事業
			② 身体障がい者相談員の配置
			③ 知的障がい者相談員の配置
	ア-3		障がい者の地域生活移行の促進
			① 県南障がい保健福祉圏域計画の推進
			② 社会福祉施設等の施設整備
			③ 県南地域生活移行圏域連絡会の設置
			④ 障がい者地域移行体制強化事業
			⑤ 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業
	イ-1		人権への配慮と医療の確保
			① 精神障がい者の措置入院等に関すること
			② 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査
	イ-2		在宅福祉サービスの充実
			① 重度障がい者支援事業
			② 特別障害者手当等の支給事業
			③ 自立支援給付費負担金関係事業
			④ 福島県地域生活支援事業費補助金
			⑤ 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金

大項目	中項目	小項目	事業名
		イ-3	総合療育体制の推進 ① 障がい児（者）地域療育等支援事業 ② 発達障がい児地域療育機能強化事業 ③ 発達障がいサポートコーチ事業
		(6)	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援（児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム） ① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業 ③ 高齢者虐待対応研修会
		(7)	生活保護制度の適正実施（生活保護課） ① 生活保護の適正実施
V 誰もが安全で安心できる生活の確保			
		(1)	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進(高齢者支援チーム) ① おもいやり駐車場利用制度推進事業 ② 「福島県やさしさマーク」交付事業
		(2)	生活衛生水準の維持向上（環境衛生チーム） ① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査事業 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業 ⑤ 衛生講習会の事業 ⑥ 温泉保護対策事業
		(3)	安全な水の安定的な確保（環境衛生チーム） ① 水道施設等の整備に関する指導事業 ② 水道施設等の衛生指導事業(放射性物質のモニタリング検査) ③ 飲用井戸水の衛生対策指導事業(放射性物質のモニタリング検査)
		(4)	食品等の安全性の確保（食品衛生チーム） ① 食品営業許可施設等の監視指導事業 ② 食品の安全対策事業(加工食品等の放射性物質検査事業)
		(5)	人と動物の調和ある共生（食品衛生チーム） ① 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業 ② 犬による危害防止、適正飼養指導事業 ③ 飼い犬のしつけ方教室事業 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業者指導事業 ⑦ 東日本大震災被災動物救護活動支援事業
		(6)	健康危機管理の強化（医事薬事チーム） ア 災害時医療体制の充実 ① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備 イ 東日本大震災にともなう避難者への健康支援(健康増進課) ① 被災者健康支援事業の実施 ② 県南地域避難者健康支援連絡会議の開催

I 生涯にわたる健康づくりの推進

I-1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

I-1) -ア 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

1 市町村健康増進計画策定支援等

(根拠) 健康増進法第8条

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、支援しました。

(1) 健康増進計画策定状況(平成23年度末現在) 策定済み: 6市町村

	策定済み	予定	備考
白河市	H15年度		H20年度見直し
西郷村	H14年度		
泉崎村		○	H24年度以降策定予定
中島村		○	H24年度以降策定予定
矢吹町	H21年度		
棚倉町	H17年度		
矢祭町	H21年度		
塙町		○	H24年度策定予定
鮫川村	H21年度		

(2) 健康増進事業等技術的助言

平成23年度健康増進事業等技術的助言は、震災により「地域の実情に応じ見直し等をして実施する事業」とされ、本庁から実施方針、実施要領等の通知がなされなかったため、平成22年度版を一部追加修正して実施しました。

〈平成22年度健康増進事業技術的助言実施方針〉

市町村が実施する健康増進事業(健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の保健事業及びがん検診や肝炎ウイルス検診等)の円滑な実施のため、市町村に対して助言等を行う。

年度	実施市町村名
平成21年度	白河市・西郷村・矢祭町・塙町
平成22年度	泉崎村・中島村・鮫川村
平成23年度	矢吹町・棚倉町

なお、実施市町村以外へは、健康増進事業等データ資料を提供しました。

(参照資料編 表1)

2 県南の地域・職域連携推進事業

(根拠) 地域保健法第4条、健康増進法第9条

県南の地域・職域連携推進協議会設置要項

地域保健と職域保健が連携し、生涯を通じた継続的な保健サービスを提供する体制の整備を図りました。

(1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催

第1回	平成23年7月28日	参加21人
第2回	平成24年2月23日	参加21人

(2) 県南の地域・職域連携推進事業の実施

ア 健康情報の普及啓発

- ・「職場の健康づくりガイドライン」による普及啓発
 - ・広報誌「職場の健康ニュースNo.2」の作成・配布 8,000部
- イ 連携推進のための支援
- ・「職場の健康づくりを支援します！事業」の実施
実施回数：2事業所に対し延べ9回
 - ・「健康サポーター」養成支援の継続
矢祭町における事業所「健康サポーター」の活動支援
 - ・「健康サポーター」養成に向けての働きかけ
 - ・健康づくり体制整備の推進
各構成機関の役割の検討と徹底を図るとともに各構成機関における相談窓口体制の充実に努めました。

I-1) -イ 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室への講師派遣、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導による啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室（出前講座）による講師派遣

(根拠) 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施校		受講者数
小学校	1校	18人
中学校	5校	727人
高校	2校	365人
その他	1校	80人
計	9校	1,190人

(2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に10月24、25、26、27、28日、11月10日の6日間、訪問事業を実施しました。

■訪問事業実施数の推移

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実施数 (校)	9	10	10	10	12
受講生徒数 (人)	363	372	425	380	549

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員28名・東白川地区指導員25名)により地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

なお、東日本大震災・原発事故の影響により街頭キャンペーンは中止しました。

(4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開

催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	平成23年7月15日(金)	平成23年7月12日(火)

イ 研修会の開催

薬物乱用防止指導員を対象に両地区薬物乱用防止指導員協議会と共催で研修会を開催しました。

開催日 平成24年2月27日(水) 県南保健福祉事務所大会議室

- 内 容
- ・薬物乱用の実態について
講師 県南保健福祉事務所職員
 - ・乱用される薬物について
講師 県南保健福祉事務所職員

(5) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日～7月31日)

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

- ・抜去本数 けし 25本(1件)
- 大麻 35本(1件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施(10月1日～11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 28件

■麻薬取扱者数

平成24年3月31日現在

卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	施用施設	合計
3	34	172	18	1	87	315

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤等取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・立入検査 57件

■覚せい剤等取扱者数

平成24年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	※156	157

※病院・一般診療所・薬局(152)含む

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 53件

■向精神薬取扱者数

平成24年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	2	※227	229

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局・卸

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 114件 (再交付含む) ・免許証記載事項変更届 19件
- ・業務廃止届 18件

イ 麻薬廃棄届

- ・麻薬事故届出 8件 ・調剤済麻薬廃棄届 29件
- ・麻薬廃棄届 4件

(5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務

ア 覚せい剤取扱指定事務件数

- ・覚せい剤原料取扱者等指定 2件

イ 覚せい剤等廃棄届

- ・覚せい剤原料廃棄届 4件

I-1) -ウ こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関することなど様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に合わせて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数(人)			
		実人数		うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	7	12	12	3	3
その他来所相談	随時	50	93	3	4
所外相談	随時	4	7	0	0
電話相談	随時	86	163	1	2
家庭訪問	随時	29	66	0	0
計		181	341	7	9

注1) *精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex. その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex. その他来所相談)のみに計上しています。

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

ひきこもりの状態にある者の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応

の心構えを学んだり、家族の悩み等を共有できる場を設け、家族の精神的安定を図るとともに、家族の相互援助的な力を回復・強化し、家族と本人の関係を築き直す機会につなげました。

なお、23年度は、関心のある方にひきこもりについて理解を深めてもらうとともに保健所が相談窓口であることの周知を強化するため、一般県民を対象とした講演会を開催し、講演会の後に講師を交えての家族交流会（家族教室）を実施しました。

ひきこもり講演会及び家族交流会

開催年月日	テーマ	講師	出席者数	
			講演会	家族交流会
H23.9.26 サンフレッシュ白河	「第1回思春期青年期の心に寄り添うために～親子のコミュニケーションを考える～」	東北福祉大学 教授 渡部純夫氏	28	0
H23.10.28 サンフレッシュ白河	「第2回思春期青年期の心に寄り添うために～わたげの会の取組みと当事者からのメッセージ～」	NPO 法人わたげの会 理事長 秋田敦子氏、当事者1名	27	5
H23.11.22 サンフレッシュ白河	「第3回思春期青年期の心に寄り添うために～家族の心構え～」	NPO 法人ビーンズふくしま 理事長 若月ちよ氏	42	8
H23.12.20 サンフレッシュ白河	「第4回思春期青年期の心に寄り添うために～当事者からのメッセージ～」	NPO 法人ビーンズふくしま 理事長 若月ちよ氏、当事者1人	42	5
H24.2.22 県南保健福祉事務所	家族との談話会			3
合 計			139	21

※家族交流会対象者：青年期を中心とした「ひきこもり」の状態にある者の家族等で、かつ県南保健所が主催する「心の健康相談」等の相談を受けた者。

I-1) エ 自殺対策

1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

(1) 自殺予防セミナーの開催

自殺に至る要因の認識とその事前対処方法や普及を啓発するため、自殺予防セミナーを開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成24年1月23日(月) 14:00~16:00 サンフレッシュ白河	1 講演「震災によるストレスから心の健康を守るために」 講師 武蔵野大学 人間関係学部 教授 藤森和美 氏	一般住民 自殺予防 関係者、 精神保健 福祉関係 者	30人

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、平成24年度までの特別対策として、自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺やその要因の一つとしてあげられているうつ病に関する正しい知識や各種相談窓口の普及を実施するため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場所	主な内容	資料等配布数	備考
平成23年9月9日(金) 15:45~17:15	ヨークベニマルメガステージ 白河店、ベイシア白河モール店	啓発資料の配 付、呼びかけ、 のぼり旗設置	710部	白河市と共催
平成24年3月6日(火) 14:00~15:00	イオン白河西郷店		500部	西郷村と共催

イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材を育成するため、自殺予防に関わる地域の関係者に対して、研修会を開催しました。

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成24年2月24日(金) 14:00~16:00 サンフレッシュ白河	講演「統合失調症を理解しよう」 講師 県立矢吹病院 横山 昇 氏	民生児童 委員	50人

ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- ・補助金交付市町村数 8市町村
- ・補助金交付額 4,657,038円

エ 家族のためのうつ病教室

うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提供することにより、家族の支える力を高めることを目的として開催しました。

開催日時	主な内容	対象者	参加者数
平成24年1月18日(水) 13:30～15:30	1 講演「うつ病の基礎知識」 講師 千葉医院 院長 千葉忠吉 氏 2 家族交流会	家族にうつ病で治療中の方がいる方	12人
〃 1月25日(水) 13:30～15:30	1 講演「うつ病の方への対応方法」 講師 臨床心理士 小野咲子 氏 2 家族交流会		9人
〃 2月1日(水) 13:30～15:30	1 体験発表「私のうつ病体験～発病から回復まで」 発表者 うつ病体験者 2 家族交流会		10人

(3) 市町村自殺対策担当者会議

管内市町村の自殺対策の推進を図るため、自殺対策に関する情報提供、県・市町村の情報交換等を実施しました。

ア 日 時 平成23年11月7日(月) 13:30～15:50

イ 場 所 県南保健福祉事務所 会議室

ウ 参集者 管内市町村自殺対策担当者

エ 内 容 自殺者の現状について

平成22年度自殺対策事業実施結果について

平成23年度自殺対策事業実施計画及び実施状況について

・福島県自殺対策事業の実施計画について

・各市町村の事業実施計画及び実施状況

I-2) 生活習慣病予防の推進

I-2)-ア-1 たばこ対策の推進

(根拠) 健康増進法第25条

「健康ふくしま21計画」の重要課題である喫煙対策について、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。

1 たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発

世界禁煙デー・禁煙週間・歯の衛生週間等において、ポスターの掲示及び普及啓発用チラシを配布しました。

2 喫煙防止教育支援

講師派遣

対 象	回 数	人 数
小・中学校	2回	154人
その他	1回	29人

3 市町村におけるたばこ対策支援事業

(1) 公共施設における分煙化実態調査

管内市町村におけるたばこ対策の推進やその支援を図るため、公共施設における分煙化実態調査を実施しました。(参照資料編 表2)

(2) 職場環境調査

「健康増進法」において、受動喫煙の防止が施設管理者の責任となっていることから、管内における職場の空気環境を「粉じん計・風向計」等を使用し実施しました。

調査回数：1回（1か所）

（3）子どもの受動喫煙防止サポーター育成事業

子どもの受動喫煙防止をすすめるサポーター育成を目的に、市町村の保健師及び児童福祉担当者、保育所の保育士及び看護師、幼稚園の幼稚園教諭、地域子育て支援拠点事業団体の保育士等を対象とした育成講習会（計3回）及び事例報告会（1回）を開催し、19名のサポーターを認定しました。

開催日時・場所	内 容	参加者
平成23年7月19日 13:00～15:30 サンフレッシュ白河	「第1回子どもの受動喫煙防止サポーター育成講習会」 講演「子ども達の健康を守るために」～たばこの煙の正体～ 講師 白河市表郷クリニック 村松康成院長	40人
平成23年8月23日 13:30～15:00 サンフレッシュ白河	「第2回子どもの受動喫煙防止サポーター育成講習会」 報告「県南管内の受動喫煙の現状」 意見交換	19人
平成23年9月13日 13:30～15:00 サンフレッシュ白河	「第3回子どもの受動喫煙防止サポーター育成講習会」 報告「中島村幼少中学校保健委員会の活動から」 （県南教育事務所 邊見浩 指導主事、中島村立中島幼稚園 鈴木愛子 園長） 意見交換「子どもの受動喫煙防止普及啓発資料について」	13人
平成24年1月24日 13:00～15:00 サンフレッシュ白河	「子どもの受動喫煙防止サポーター活動事例報告会」 報告「管内の受動喫煙の現状等」、 「子どもの受動喫煙防止サポーターの活動から」（矢吹町立矢吹幼稚園 鈴木まさい氏、さめがわこどもセンター 鈴木令子氏、矢祭町役場 高橋真由美氏、矢祭町社会福祉協議会 佐藤春香氏、矢祭町保育所 本多文子氏）	21人

I-2) -ア-2 歯科保健対策の推進

1 市町村歯科保健強化推進事業

（根拠）市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図りました。

（1）歯科保健情報システムの運用

例年、市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援していますが、平成23年度は東日本大震災の影響により、情報の集約について実施できませんでした。（参照資料編 表3）

（2）市町村歯科保健強化推進研修会及び検討会

管内市町村の歯科保健事業の強化を図るために、研修会（計2回）と検討会（1回）を開催しました。

開催日等	内 容	参加者
【研修会】 平成23年10月27日	講演「口腔機能の向上について」 講師 内藤歯科医院 内藤尊文院長 実習「口腔ケアの実際」 講師 内藤歯科医院 和知奈津美歯科衛生士	58人 介護関係職員、 市町村担当者、 歯科衛生士等
平成24年1月19日	報告「口腔機能向上に関する事例」 中島村社会福祉協議会 県南保健福祉事務所 講演「食べる楽しみのために～摂食嚥下に 障害がある方への対応」 講師 (財)会田病院 星美和言語聴覚士	57人 介護関係職員、 市町村担当者、 歯科衛生士等
【検討会】 平成23年10月7日	報告「県南地域保健医療福祉推進計画」 「西郷村における歯科保健事業の取 り組み」 検討「福島県歯科健康診査マニュアルの実 施について」	12人 市町村担当者、 歯科医師、歯科 衛生士等

2 ヘルシーケア推進事業

(根拠) ヘルシーケア推進事業実施要領

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

○施設入所者・通所者等

施設等	回数	延人数
西郷養護学校	2回	101人
小峰苑	2回	55人
浪江ひまわり荘	1回	56人

○在宅療養者

対象種別	実人数	延人数
難病患者	4人	6人
身体障がい者	1人	5人
援護者	5人	11人

3 歯周疾患予防支援事業

(根拠) 歯周疾患予防支援事業実施要綱

生涯にわたって自分の歯で食べるための普及啓発を図るため、働きざかりの歯周疾患予防出前セミナーを実施しました。

開催回数：6回 参加者数：145人

4 地域歯科保健活動推進事業

(根拠) 地域歯科保健活動推進事業実施要綱

地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に実施しました。

- ・ 歯科医療機関、口腔機能サービスの情報提供
- ・ 市町村、地域住民への技術的支援の実施

I-2) -イ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

- ① 研修名 県南地域保健データベース活用研修

開催日	平成24年3月13日
内容	I 行政説明 「県南地域保健医療福祉データ活用支援事業」について II 講演(グループワーク)「保健福祉情報活用の意義と実際」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学医学部 衛生学・予防医学講座 講師 神田秀幸 先生
参加者数	20人(所内職員及び市町村職員)
② 研修名	県南地域つつが虫病研修会
開催日	平成23年9月28日
内容	講話 「県内のツツガムシとつつが虫病の実態について」 大原総合病院附属大原研究所 藤田 博巳氏 「福島県衛生研究所におけるつつが虫病の検査について」 福島県衛生研究所 門馬 直太氏 「つつが虫病治療のポイントについて」 太田西ノ内病院 成田 雅氏 「つつが虫病とつつが虫病以外の皮膚疾患の鑑別について」 白河厚生総合病院 竹之下秀雄氏 「診療所におけるつつが虫病の診断と治療について」 白河市表郷クリニック 村松 康成氏
参加者数	45人 (保健医療関係者：医師、看護師、保健師等、行政関係者)
③ 研修名	県南地域感染制御ネットワーク支援研修会
開催日	平成23年8月31日
内容	I 講演 「災害時の避難所や社会福祉施設等における感染症対策」 講師 国立感染症研究所感染情報センター 安井良則先生 II 意見交換 助言者 国立感染症研究所感染情報センター 安井良則先生 県南保健福祉事務所 所長
参加者数	206人
④ 研修名	高齢者虐待対応研修会
開催日	平成24年1月18日
内容	1 県内、管内の高齢者虐待の状況について報告 2 事例研究・グループワーク 事例提供者 矢祭町町民福祉課 主幹兼グループ長 3 講演 「事例から学ぶ高齢者虐待の再発防止に必要な養護者支援のあり方について」 講師 伊達市保原地域包括支援センター所長 森 美樹氏 (福島県高齢者虐待対応専門職チーム運営委員 社会福祉士)
参加者数	19名

I-3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

1 食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

(1) 「うつくしま健康応援店」の普及

外食機会の多い県民の健康づくりをサポートするため以下(①は必須)の項目に取り組むうつくしま健康応援店の登録増加を目指しています。

- ① メニューの栄養成分表示(エネルギー、タンパク質、脂質、炭水化物、塩分)
- ② 栄養・健康情報の提供(うつくしま健康応援店メッセージ掲示)
- ③ ヘルシーメニューの提供
- ④ 禁煙・分煙の実施
- ⑤ セレクトサービスの実施

〈応援店登録状況〉

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新規登録	10	8	9
年度末登録	65	73	81
廃止			1

(2) 健康づくり講座

登録店及び白河飲食店組合の一部を対象に、従業員の健康づくりを進めるために、応援店登録店及び飲食業組合より希望のあった「喫煙と心筋梗塞」をテーマに医師による講演を行いました。

- ・開催日 平成23年11月10日(木)
- ・場所 白河市図書館
- ・参加人数 21名(20店舗)

2 食育推進事業

生涯にわたって健全な食生活を実践し、食を通して心豊かに生活できる社会を目指すため、「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」に基づいた食育を推進しています。

(1) 市町村食育計画策定支援

市町村の食育推進計画策定状況 (H23年度末現在)

策定済み	H23末策定済み	H24以降策定予定	未定
3 (矢吹町・矢祭町・鮫川村)	1 (白河市)	2(棚倉、塙町)	3

(2) 未来(ゆめ)づくり食育計画作成支援研修会

幼児・児童生徒の望ましい食習慣の定着を目指し、食育事業を実施しました。

開催日	場所	参加人数	対象者
H23年8月6日	サンフレッシュ白河	37人	幼稚園教諭・保育士 市町村栄養担当者等

(3) 食事バランスビンゴカードの普及状況

白河市福祉まつりにて白河市食改会員による食事バランスビンゴカードの普及を行いました。

- ・従事者：8名(白河市食生活改善推進員)
- ・参加人数：75名

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

■ 特定給食施設数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定給食施設	70	69	71	73
小規模特定給食施設	42	42	39	39
計	112	111	110	112

(1) 特定給食施設等に対する指導

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営等に関する情報提供を目的に、給食施設設置や管理者、給食従事者へ指導を行いました。

特定給食施設講習会	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催回数	3	3	4	4
参加延人数	171	201	202	183
参加延施設数	146	170	157	158

巡回指導	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施施設数	72	109	110	108

届出事務	23件	新規開設3	届出事項変更16	休止4
個別相談	16件	延16施設		

(2) 災害時における栄養・食生活支援事業

災害時の栄養・食生活支援体制整備を支援するため、東日本大震災時における特定給食施設等に対して実態調査を実施するとともに、給食従事者による給食提供の対応等の情報交換会を開催し、その結果をもとに災害時対応のための備えについて報告会を開催しました。

① 実態調査

	対象数	回答数
特定給食施設	111	93

② 情報交換会の開催

開催日	内 容	参加者数
平成23年8月 3日・4日・5日	東日本大震災時における給食提供の対応等の情報交換及び自己チェック表の項目の等内容の検討	104人

③ 報告会の開催

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成24年2月29日 カンフレッシュ白河	東日本大震災時における特定給食施設等実態調査の実施結果及び災害時対応のための備えについて	71設 79人

4 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの個別指導・集団指導を行いました。

個別指導	33回	延 37人
集団指導	4回	延120人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	6回	延 6人
集団指導	1回	延 8人

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項 目	H21年度	H22年度	H23年度
管理栄養士申請書等進達事務	8件	6件	10件
栄養士申請書等進達事務	28件	14件	19件
管理栄養士国家試験等の事務指導	8件	17件	4件
窓口相談等	31件	20件	4件

5 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
栄養表示等相談および指導	22件	15件	12件

6 地区組織育成支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

- ・ 県南地区食生活改善推進員連絡協議会

加入市町村： 白河市・棚倉町・矢祭町・埴町・鮫川村

推進員数： 159人 (H23年度末)

- ・ 支援状況

個別相談	34回・ 34人
集団指導	4回・ 75人

I-4) 感染症対策 (HIV、肝炎、結核、新型インフルエンザ) の推進

I-4) -ア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法)

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 新型インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ) 対策研修会

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- ・ 開催日：平成23年6月24日、6月29日
- ・ 場 所： 県南保健福祉事務所 会議室
- ・ 出席者数： 県南保健福祉事務所職員 53人
- ・ 内 容： 感染予防策について
個人防護具着脱訓練 他

(2) 新型インフルエンザ対策事業

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために訓練や緊急時の対応に備えるため、関係団体による連絡会議を開催し、医療体制の確保等

について協議を行いました。

① 対応訓練事業

第1回 平成23年6月24日(金) 県南保健福祉事務所職員 27名

第2回 平成23年6月29日(水) " 26名

② 新型インフルエンザ対策県南地域医療会議

平成23年11月25日(金)

(3) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設(高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等)、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、各施設毎の課題等の情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

① 県南地域感染症情報共有システムの構築

平成22年6月より毎月1回程度(情報提供が必要な事態が発生した場合は随時)感染症情報を対象施設に電子メール及びファックスにより送信しました。

(204か所)

平成23年度は、定期号9回と臨時号16回の、計25回発信しました。

② 県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

開催日時:平成23年8月31日(水) 15:00~17:00

開催場所:白河市文化センター

研修内容:「災害時の避難所や社会福祉施設等における感染対策」について

講師:国立感染症研究所感染情報センター 安井良則 先生

参加者数:206人

(4) つつがむし病の予防啓発事業

住民に対し、関係機関との連携により、つつがむし病についての正しい知識の普及啓発を行いました。

また、地域の医師等医療従事者を対象として、診断技術の向上を目的とした研修会を開催しました。

① 普及啓発

- ・健康教育の実施

内 容	対 象	実施回数	参加者数
つつがむし病の予防と対応	地区住民、食生活改善員等	6回	202人

- ・市町村及び関係機関広報誌掲載による普及啓発の推進 年1回

- ・市町村窓口でのパンフレット配布による普及啓発の推進 通年

② 県南地域つつがむし病研修医会の開催

市町村、関係団体、医療機関、研究機関との連携による研修会の開催

開催日時:平成23年9月28日(水)

開催場所:県南保健福祉事務所 会議室

参加者数:45名

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づく調査が必要な感染症が発生した際に積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表4)

平成23年度内訳

結核 22件、腸管出血性大腸菌 1件、つつが虫病 17件、
レジオネラ症 1件、水痘 1件、感染性胃腸炎 4件、風しん 1件、
麻しん 1件、インフルエンザ(集団感染) 45件、
その他の呼吸器感染症 1件

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施件数	6件	85件	55件	101件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者への確に提供・公開しました。

■全数把握報告数

単位：件

年	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフルエンザ等
19	0	14	1	14	1	
20	0	18	0	20	2	
21	0	15	3	38	6	14
22	0	11	0	29	2	0
23	0	24	0	17	1	0

平成23年内訳

2類	結核	24件
3類	なし	0件
4類	つつが虫病	16件
	A型肝炎	1件
5類	風しん	1件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

■ 定点把握疾患別報告数（平成23年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	591	442	212	37	80	22	2	0	0	0	0	36	1422
RSウイルス感染症	20	39	30	4	8	1	5	2	8	30	37	27	211
咽頭結膜熱	1	0	0	0	0	5	2	0	1	1	3	2	15
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	18	18	20	21	41	40	11	11	9	37	62	79	367
感染性胃腸炎	181	145	72	112	174	95	32	24	17	32	63	214	1161
水痘	51	35	30	10	22	26	15	19	16	38	77	95	434
手足口病	0	0	0	3	0	5	52	124	92	27	10	11	324
伝染性紅斑	5	8	10	5	14	30	30	13	6	1	0	0	122
突発性発しん	10	7	8	7	11	9	21	11	8	5	6	9	112
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	2	124	131	38	2	0	0	297
流行性耳下腺	34	17	15	4	7	4	8	16	3	4	4	5	121
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	3	3	3	0	2	6	6	7	4	5	12	13	64
*細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
*クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性器クラミジア感染症	4	2	0	3	0	6	4	1	4	5	5	5	39
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	5
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

* 脳膜炎細菌髄膜炎は、除く。

* オウム病は除く。

4 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

(1) エイズ等相談・HIV抗体・肝炎ウイルス検査事業

平成5年度からエイズ相談・HIV抗体検査を実施していますが、平成9年度からは、夜間も月2回のHIV抗体検査を実施しています。

また、平成13年度からはHCV検査を、平成14年度からはHBs抗原検査も実施しています。

■相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・HBs相談	HCV検査	HBs抗原検査
	男	女	計	男	女	計			
18	97	47	144	25	11	36(12)	6	0	0
19	61	50	111	16	21	37(11)	568	155	155
20	77	41	118	25	17	42(20)	86	17	17
21	81	45	126	18	11	29(8)	47	21	21
22	49	28	77	9	9	18(3)	15	3	3
23	32	26	58	7	5	12(8)	20	0	0

(※平成19年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しています。)

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	21年度		22年度		23年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	0	0	0	0	0	0
中学校	1	30	0	0	0	0
高等学校	1	120	1	120	1	120
その他	3	54	2	55	2	66
計	5	204	3	175	3	186

イ 世界エイズデー関連事業

県立高校等に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する正しい知識、レットリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。また、住民等への啓発も行いました。

啓発資材配付数	県立高校（3校）	1713個
	看護学校（2校）	160個
	短期大学（1校）	120個
リーフレット配布数	白河駅利用者	700部
	管内住民	510部

5 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要領

B型及びC型肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者並びにB型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

・対象医療：B型・C型肝炎ウイルス除去を目的とするインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。(医療費助成)

B型慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。(医療費助成)

・助成期間：同一患者について1年間。

(延長規程、2回目の制度利用規程有り、アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り)

肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況

- ・申請件数 : 57件
インターフェロン治療 21件
核酸アナログ製剤治療 36件
- ・受給者証発給数 : 51件
- ・不承認数 : 0件

6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として、初回接種後3週間～8週間までの間隔を置いて3回、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以降の間隔をおいて1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表5)

(2) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として6週間以上の間隔をおいて2回接種します。(参照資料編 表6)

(3) 麻しん・風しんの予防接種実施状況

麻しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。

※平成20年4月から向こう5年間に限り、第3期としてそれぞれの年度の中学一年生に相当する年齢の者、第四期としてそれぞれの年度の高校三年生に相当する年齢の者を対象として接種します。(参照資料編 表7)

(4) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月の者を対象として、1週間～4週間までの間隔をおいて2回、追加接種は1期初回終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表8)

なお、平成17年5月より、日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えておりましたが、平成21年2月乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが薬事承認され、6月に定期接種の第1期に使用できるワクチンとして位置付けられたことから、第1期の積極的な勧奨が再開されています。

平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成24年度に8歳になる者(平成16年4月2日から平成17年4月1日に生まれた者)及び9歳になる者(平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた者)については1期の初回接種が、10歳になる者(平成14年4月2日から平成15年4月1日に生まれた者)については1期の不足分について「定期(一類疾病)の予防接種実施要領」に基づく日本脳炎の予防接種の特例の接種方法に沿って積極的な勧奨を行います。

(5) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後6月未満の者を対象として1回、直接BCG接種を行います。(参照資料編 表10)

I-4) -イ 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

(根拠) 感染症法

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

■平成23年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,332	1,325	99.5	1,325	0	0	0
大学等	180	180	100.0	148	32	0	0
施設	2,606	2,540	97.5	426	2,114	45	0
事業所	5,007	4,868	97.2	1,811	3,057	6	0
一般住民	32,821	9,694	29.5	9,586	108	216	0
合計	41,946	18,607	44.4	13,296	5,311	267	0

(2) 接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■定期外健康診断実施状況

単位：人

年度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
19	63	60	95.2	2	0	4	54
20	114	103	90.4	0	0	1	102
21	100	92(19)	92.0	0	0	1	91
22	155	152(24)	98.1	4	0	1	147
23	156	147(51)	94.2	8	0	32	107

()内は、QFT検査(クオンティフェロンTB-2G検査)を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月1回(入院勧告を行う場合は臨時に開催する)

■感染症診査協議会診査件数

年度	19	20	21	22	23
診査件数	61	58	51	40	51

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第37条及び第37条の2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度(法第37条)

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と負担することになっています。

■法第37条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数			合 格	不 合 格
	全 数	新 規	継 続		
19	21	8	13	21	0
20	25	8	17	25	0
21	24	7	17	24	0
22	18	6	12	18	0
23	19	4	15	19	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度(法第37条の2)

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

■法第37条の2医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
19	35	33	33
20	33	31	31
21	27	27	27
22	22	22	22
23	23	22	22

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成15年から全国・県より低い状況で推移しています。平成18年以降、微増傾向にありましたが、平成21年より減少しています。

■結核罹患率の推移(人口10万対)

	H18	H19	H20	H21	H22
全 国	20.6	19.8	19.4	19.0	18.2
福 島 県	12.5	12.3	13.5	11.6	12.2
県南地域	9.8	10.5	11.9	8.6	5.3

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者17人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は6人となっています。

■新結核患者登録者数(年別・市町村別・活動分類別)

(当該年に新たに結核患者として登録された数)

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								※罹患率 (人口 10万対)	別掲 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性		
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他			
			総数	初回治療	再治療					
平成18年	15	10	5	5	0	3	2	5	9.8	0
平成19年	16	13	7	6	1	3	3	3	10.5	2
平成20年	18	14	6	6	0	6	2	4	11.9	0
平成21年	13	10	6	5	1	4	0	3	8.6	2
平成22年	8	8	6	6	0	2	0	0	5.3	3
平成23年	17	15	6	6	0	8	1	2	※11.4	7
白河市	3	3	0	0	0	3	0	0		0
西郷村	4	3	2	2	0	1	0	1		0
泉崎村	2	2	0	0	0	1	1	0		0
中島村	1	1	1	1	0	0	0	0		0
矢吹町	1	0	0	0	0	0	0	1		0
棚倉町	2	2	2	2	0	0	0	0		6
矢祭町	1	1	0	0	0	1	0	0		0
塙町	3	3	1	1	0	2	0	0		0
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0		1

※平成23年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率(人口10万対)：10.1 現在人口より

23.10.1 現在人口 148,595人

(3) 市町村別結核患者登録数

管内の平成23年末の登録数は34人で、前年に対し3人増加しました。

これは、平成22年1月28日付け厚生労働省健康局長通知により感染症法施行規則第27条の7に規定する結核回復者の範囲について改定があり、これを受け肺外結核及び潜在性結核感染症の登録期間が延長されたことによります。

■結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数) 単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	別掲 潜在性結核感染症	登録率	※ 有病率 (人口10万対)
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性					
			登録時喀痰塗抹陽性		登録時 その他の結核菌陽性	登録時 菌陰性 ・その他								
			総数	初回治療			再治療							
平成18年	31	15	9	4	3	1	3	2	6	14	2	0	20.2	9.8
平成19年	30	12	9	6	5	1	2	1	3	17	1	2	19.7	7.9
平成20年	34	14	9	4	4	0	5	0	5	19	1	0	22.4	9.2
平成21年	33	10	8	5	4	1	3	0	2	22	1	2	21.8	6.6
平成22年	31	5	4	4	4	0	1	0	0	26	0	5	22.6	2.6
平成23年	34	5 (4)	5 (4)	5 (4)	5 (4)	0	5	0	2	22	0	12 (7)※	22.6	2.6
白河市	15	0	0	0	0	0	2	0	0	13	0	1		
西郷村	4	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	0	1	0	1	0	0	0		
泉崎村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0		
中島村	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0		
矢吹町	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0		
棚倉町	3	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	0	0	0	0	1	0	7 (7)		
矢祭町	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2		
埴町	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1		
鮫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1		

※()内は治療中の患者数再掲

H23. 12. 31 現在

※平成23年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は44.1%で、約半数を占めています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人 (%)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～29歳	6(19.4)	2(6.6)	4(11.8)	4(12.1)	1(3.2)	5(14.7)
30～39歳	2(6.5)	2(6.6)	3(8.8)	2(6.1)	4(12.9)	4(11.8)
40～49歳	4(12.9)	6(20.0)	7(20.6)	5(15.1)	1(3.2)	3(8.8)
50～59歳	4(12.9)	5(16.7)	4(11.8)	3(9.1)	4(12.9)	3(8.8)
60～69歳	5(16.1)	6(20.0)	3(8.8)	4(12.1)	6(19.4)	4(11.8)
70歳以上	10(32.3)	9(30.0)	13(38.2)	15(45.5)	15(48.4)	15(44.1)
合計	31	30	34	33	31	34

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS(直接服薬確認療法)を支援するため、白河厚生総合病院等と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：6回
- ・事例件数：38件

(2) 高齢者等の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設：4か所
- ・受講者数：63人

Ⅱ 誰もが安心できる地域医療の確保

Ⅱ－１） 安全・安心な医療サービスの確保

Ⅱ－１）－ア 地域医療体制の整備

1 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

- ① 医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためには、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。

そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上と実践できる知識の習得を図りました。

- ② 併せて、今回の東日本大震災では、多くの病院、診療所等の医療機関が甚大な被害を受けたことから、今後発生する災害時にも適切な対応ができるよう基本的な知識の習得やその体制を構築しておくことは、医療安全を確保する上で重要であるので、東日本大震災での対応を踏まえて、災害時に必要な医療対応の知識を取得し、安全管理体制の充実を図ってもらうために開催しました。

・開催日 平成23年9月22日(木) 18:30～20:50

・対象者 管内の医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師及び事務担当職員等

・参加者数：261名

・内容

(第1部) 医療機関立入検査結果報告講演

「医療安全管理の進め方～平成22年度医療機関の立入検査を通して～」

講師 福島県県南保健福祉事務所 所長 遠藤幸男

(第2部) シンポジウム「東日本大震災と医療」

・基調講演

「東日本大震災における医療救援活動と被ばく医療」

厚生労働省医政局災害医療対策室DMA T事務局次長

独立行政法人国立病院機構災害医療センター政策医療企画研究室長

近藤久禎 氏

・パネルディスカッション

「東日本大震災での医療対応の課題と今後の対策について」

座長

遠藤幸男

助言者

近藤久禎 氏

パネリスト 会田病院長

会田征彦 氏

白河厚生総合病院長

前原和平 氏

白河医師会長(関医院)

関元行 氏

白河歯科医師会早坂歯科医院長 早坂 弘 氏

(2) 医療安全ネットワーク会議(研修会)の開催

(県南地域医療安全ネットワーク確保事業)

県南地域10病院のリスクマネージャーを構成メンバーとする情報連絡会議を定期的で開催して、医療安全(院内感染対策)に関する事例検討や情報交換を行うとともに、リスクマネージャー等のレベルアップを図りました。平成23年度は5回開催しました。

■医療監視実施数 (開設に伴う調査は含まない)

立入実施数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院	13	13	12	11	10
一般診療所	40	44	46	44	27
歯科診療所	25	23	23	23	11
施術所	26	23	28	26	0
歯科技工所	4	7	4	4	0
合計	108	110	113	108	48

開設に伴う調査 医科診療所：1 施術所：3

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所開設許可 7件(診療所7)
- ・病院診療所変更許可 6件(病院5・診療所1)
- ・病院診療所使用許可 5件(病院5<3>) <>内は自主検査再掲

II-1) -イ 救急医療体制の整備

1 初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡町村は、在宅当番医制を白河医師会に委託し、小児科・内科による当番医制により休日診療を実施しています。さらに、平成20年7月1日から「小児平日夜間救急医療事業」がスタートしました。

これは、白河医師会の20人の医師(当所が開催した県南地域小児救急医療医師研修会を受講した医師が担当)が白河厚生総合病院1階「小児平日夜間救急外来」において、月曜日から金曜日の午後7時から10時まで診療を行います。

また、しらかわ救急情報センターにおいては、当番医や当番医以外の専門医(外科・耳鼻咽喉科等)の紹介を電話により行っています。

さらに、歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

2 第二次救急医療体制の整備

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

■第二次救急医療機関

平成24年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救 急 病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	○	○
田口病院	白河市郭内11	○	○
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	○	○
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216	○	○
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	○	○
計		5	5

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県地域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行います。

平成23年度県南地域救急医療対策協議会

開催日時 平成24年3月21日(水) 15:00~16:30

開催場所 県南保健福祉事務所大会議室

内 容

- ・各医師会の初期救急医療の対応状況について
- ・二次救急医療(病院群輪番)の対応状況について
- ・救急搬送患者受入体制について
- ・傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準について
- ・県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議について
- ・その他

県南地域救急医療対策ワーキンググループ会議

震災対応のため、平成23年度の開催は見合わせました。

4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会

(根拠) 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

救急救命士の救急活動の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関からの情報の提供を受け、情報の共有化を図ります。(事務局：県中・県南保健福祉事務所)

平成23年度は開催しませんでした。

II-1) -ウ 難病対策の推進

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

現在56疾患を対象に、調査研究及び医療費の公費負担が行われています。

(参照資料編 表13)

■特定疾患医療受給者証所持者 (年度末現在)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人 数	644	692	762	818

2 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

① 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成24年2月16日 県南保健福祉 事務所	①意見交換・協議 ・災害時の要支援者の支援体制整備 について ②難病関係事業の実施状況報告	15人 15機関

② 難病患者在宅ケア調整会議

- ・開催回数：8回
- ・参加者：延67人・延48機関
- ・対象患者：ALS・パーキンソン病・多系統萎縮症

(2) 相談指導事業

	実件数	延件数
家庭訪問	48	73
電話相談	—	459
面接他	461	464

(3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者等を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日	場所	対象疾患	参加者	講師
H23年10月1日(土)	県南保健福祉事務所	神経難病	9 *ホ ³	臨床心理士
H23年10月22日(土)	〃	新規申請者	12 *ホ ²	臨床心理士
H23年11月26日(土)	白河中央福祉センター	神経難病	17 *ホ ⁴	医師
H23年12月17日(土)	県南保健福祉事務所	神経難病	14 *ホ ⁴	作業療法士
H24年3月3日(土)	〃	神経難病	6 *ホ ³	作業療法士
合計	5回		58 *ホ ¹⁶	

*ホ[〃]：難病ボランティア「ゆいの会」が協力

(4) 難病ボランティアの活動支援

難病ボランティア「ゆいの会」の総会への参加。

3 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数	4	5	5

4 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図ることを目的としています。

■先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者 平成23年度末現在：0

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳所持者 5人

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	1	3

■希望によるがん検査の実施状況 (実人員 2人)

	胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	乳がん 検診	多発性骨髄腫検診
受診者数	2	1	1	1	1

■希望による一般検診の実施状況 (実人数 1人)

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

- ・健康管理手当支給者 4人

II-1) 一エ 献血者の確保

1 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成23年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を4,844人(200mL:882人、400mL:3,962人、血液センター分を除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めました。

なお、東日本大震災・原発事故により、採血バスの運行や事業所の協力等に影響があり、献血目標の達成はできませんでした。平成23年度実績は、4,411人(89.2%)、内訳は200mL献血が966人(109.5%)、400mL献血が3,445人(87.0%)でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ・平成24年1月26日(木) 白河市立図書館内 地域交流会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成23年7月13日(水) メガステージ白河
- ・平成23年12月2日(金) 白河駅前イベント広場

(3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めました。

- ・平成23年7月13日(水) 1日間
訪問事業所数 7

(4) 献血功労表彰

- ・厚生労働大臣表彰状 1団体
- ・厚生労働大臣感謝状 1団体
- ・日赤支部長感謝状(金枠) 15団体
- ・日赤支部長感謝状(銀枠) 2団体
- ・福島県血液センター所長感謝状 1団体

■献血実績(市町村別)

平成24年3月31日現在

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率 (%)
		200mL	400mL	成分		
白河市	1,877	435	1,442	0	2,121	86.1
西郷村	730	161	569	0	686	104.2
泉崎村	193	42	151	0	214	88.4
中島村	100	18	82	0	163	61.5
矢吹町	525	96	429	0	604	86.9
棚倉町	407	90	317	0	471	84.6
矢祭町	261	55	206	0	182	141.1
塙町	206	45	161	0	286	70.6
鮫川村	112	24	88	0	117	93.9
合 計	4,411	966	3,445	0	4,844	89.2
22年度	4,607	965	3,642	0	4,648	99.1
21年度	4,443	917	3,526	0	4,259	104.3
20年度	4,191	948	3,246	0	4,218	99.4
19年度	4,219	881	3,338	0	4,193	100.6

2 移植医療の推進

(1) 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

なお、平成23年度の移動献血併行型登録会は、東日本大震災・原発事故の影響により、献血街頭キャンペーン及びイベントに限定して開催しました。

■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
開催回数(回)	31	17	25	24	3
登録者数(人)	156	86	91	117	26

II-2) 医師・看護師等の確保と質の向上

II-2) -ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 平成23年度地域医療体験研修実施要領

地域医療に関心の高い医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、東白川地域等における地域医療や地域の現状について理解を深めてもらうため、宿泊体験研修を実施しました。

① 地域医療体験研修(夏期)

ア 開催日: 8月9日~11日(2泊3日)

イ 内 容: 塙厚生病院、福島県太陽の国病院の医療現場の視察
医師等との懇談会の実施

吉田富三記念館見学

地域住民との交流(特別養護老人ホームでの食事介助)

ウ 参加者: 4名(独協医科大学3名、東京大学1名)

② 地域医療体験研修(冬期)

ア 開催日: 2月28日~29日(1泊2日)

イ 内 容: 塙厚生病院、金澤医院、訪問診療等の医療現場の視察
特別養護老人ホームの現場視察

医師等との懇談会、臨床研修医との懇談会の実施
吉田富三記念館見学

ウ 参加者：3名（福島県立医科大学2名、群馬大学1名）

Ⅱ－２）－イ 保健医療福祉の人材確保

1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

(根拠) 医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 4人
- ・研修時期 平成23年7月～平成24年1月
- ・研修期間 1週間

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

■実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
福島県立医科大学看護学部	9人	平成23年5月30日
ポラリス保健看護学院	5人	平成23年11月15日、11月22日
郡山女子大学	6人	平成23年9月12日～9月16日
福島介護専門学校	3人	平成23年10月17日～10月21日

Ⅱ－３） 医薬品の有効性・安全性の確保

Ⅱ－３）－ア 医薬分業の適正な推進

1 医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成22年は45.6%と、平成21年(43.0%)に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

年	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
県全体	60.5%	62.1%	63.9%	65.9%	68.5%
県南地域	35.5%	37.1%	37.7%	43.0%	45.6%

Ⅱ－３）－イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成 24 年 3 月 31 日現在

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 件 数	処分件数	
		実 数	延 数		説 諭※	その他
医薬品						
薬局	46	5	5			
製造業	専業	5	2	2		
	薬局	3				
製造販売業（薬局のみ）	3					
店舗販売業	16	8	8	1	1	
一般販売業	1					
卸売一般販売業	6	2	2			
薬種商販売業	8					
特例販売業	11	4	4			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	2	2			
化粧品						
製造業	5	1	1			
医療機器						
製造業	7	2	2			
修理業	1					
販売業	高度管理医療機器等	36	7	7		
	管理医療機器	276	6	6		
賃貸業	高度管理医機機器等	11	2	2		
	管理医療機器	5				
合 計	445	41	41	1	1	0
2 2 年度	429	113	121	33	33	0
2 1 年度	432	134	149	46	107	1
2 0 年度	431	166	193	90	82	8
1 9 年度	431	174	192	63	59	4

※：含指導票

2 薬事法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

■薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成24年3月31日現在

区 分	新規	許可更新	許可証書		変更届 *含許可	廃止届	休止届	再開届
			書換交付	再交付				
薬 局	4	10			70	3		
医薬品販売業	店舗	6	1		29	3		
	一般					1		
	卸売		2		2			
	薬種商					1		
	特例		4			1		
配置		1						
配置身分証明書		7		1	※1 7	※2 5		
薬局医薬品製造販売業								
薬局医薬品製造業								
高度管理医療機器等販売・賃貸業	2	1			4	3		
高度管理医療機器等販売業	4	1			9	3		
高度管理医療機器等賃貸業								
管理医療機器販売業	4				10	6		
管理医療機器賃貸業								
合 計	20	26	1	1	131	26	0	0
22年度	48	43	3	0	137	47	1	0
21年度	34	16	0	0	156	33	0	1
20年度	50	13	3	1	159	41	2	2
19年度	47	10	1	1	144	37	0	0

※1 配置従事届 ※2 返納届 〈 〉 販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成24年3月31日現在

区 分	新規	登録更新	登 録 票		変更届	責任者・設置 ・変更届	廃 止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業					2		
販 売 業	一般	1	5		1	3	3
	農業用品目	3	4		2	11	6
特定品目							
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	4	9	0	0	5	14	9
22年度	3	23	1	1	6	17	3
21年度	4	9	0	1	1	17	4
20年度	4	2	0	0	18	14	8
19年度	12	2	2	0	1	20	10

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取

扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

■監視指導実施結果

平成24年3月31日現在

業種別	対象施設数	立入検査施設数	違反発見件数	処分件数	
				説諭※	その他*
毒物劇物製造業	2	1			
毒物劇物輸入業					
販一般	42	7			
売農業用品目	50	7			
業特定品目	3				
業務上	電気メッキ業	2			
	金属熱処理業				
	運送業				
	届出不要		49	5	5
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合計	99	64	0	0	0
22年度	104	134	12	12	0
21年度	105	54	27	26	1
20年度	105	79	66	63	3
19年度	109	65	52	49	3

※：含指導票 *：含始末書

Ⅲ 子育て・子育てを支える社会の推進

Ⅲ-1) 地域全体で子育てを支援する仕組みの構築

【管内児童数の推移】

平成22年(2010年)の国勢調査の結果による管内児童数は、26,455人で管内総人口150,117人の17.6%を占めています。平成12年(2000年)21.4%、平成17年(2005年)19.1%で漸減傾向が続いています。(参照資料編 表14)

Ⅲ-1) -ア 子育て支援団体等との連携

1 県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議

県南地区の市町村、保育所、地域子育て支援拠点及び幼稚園を対象とした子育て支援関係のネットワーク構築を図り、地域の子育て家庭が抱える諸問題について議論し共通認識を持ってもらい、各関係機関の連携の強化と情報の共有化を図り、地域の子育てに関する課題解決のための方策を探っていくことを目的に、平成23年度県南地区子育て支援関係ネットワーク構築会議を開催しました。

【開催日】 平成23年11月14日(月)

【開催場所】 サンフレッシュ白河

【参加者数】 36名

【内容】 (1) 講義「これからの子育て支援に求められるもの」
講師 塩谷 香氏(東京成徳大学子ども学部准教授)

(2) グループワーク

Ⅲ－１）－イ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進

1 次世代育成支援対策の推進

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第8条、第9条

県が策定した「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」及び各市町村が策定した「次世代育成支援対策市町村行動計画（後期計画）」を推進するため、通年で市町村、関係団体等との情報提供・意見交換を行いました。

2 認可保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成23年4月1日現在、管内の認可保育所数は24か所であり、うち4か所が認定こども園の認定を受けています。

なお、平成23年10月1日現在の待機児童数は22名であり、平成22年10月1日現在と比較し1名減となっていますが、引き続き、都市部においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

(参照資料編 表15)

3 保育対策等促進事業

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、認可保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助金を交付しました。

・延長保育促進事業：4市町村（10施設）※民間保育所のみ対象

(参照資料編 表15)

4 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成24年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が6か所、その他が6か所の計12か所（うち、事業所内施設1か所、その他1か所は休止中。）となっています。

(参照資料編 表16)

5 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県地域保育施設助成事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しました。

・対象市町村：1町（1施設）

Ⅲ－２） 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

1 放課後子どもプラン（放課後児童クラブ）等

(根拠) 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱、福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

放課後児童クラブの運営費について、放課後児童健全育成事業（国庫事業）基準に該当する場合には放課後児童健全育成事業として、同基準に該当しない場合にはわくわく放課後支援事業として、それぞれ放課後児童クラブを設置する市町村に対し補助金が交付されました。

・放課後児童健全育成事業：8市町村（30クラブ）

・わくわく放課後支援事業：4市町村（5クラブ）

(参照資料編 表17)

2 子育て支援環境整備事業

(根拠) 福島県子育て支援環境整備事業費補助金交付要綱

子育てしやすい環境の整備を図るとともに、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するための経費について、市町村に対し補助金が交付されました。

・対象市町村：2市町

3 児童福祉（保育関係）行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導：5町村、書面指導：4市町村

4 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監査：17施設、同書面監査：7施設

認可外保育施設実地調査：7施設、同書面調査：3施設

Ⅲ－3) 子育て家庭の経済的支援

1 子ども手当の支給状況

(根拠) 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

平成24年2月末現在の子ども手当受給者は11,864人、該当児童は20,484人となっています。(参照資料編 表18)

2 多子世帯保育料軽減事業

(根拠) ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

・対象市町村：管内全9市町村(201名分) (参照資料編 表15)

Ⅲ－4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

Ⅲ－4) －ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

1 のびゆく子ども支援事業

(1) 小児慢性特定疾患児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

小児慢性特定疾患により長期療養を必要とする児童の保護者が疾病や療養に対する悩みを相談することで不安の軽減を図ることをとおして、長期療養児の日常生活における健康の保持増進等を図るため、実施しました。

■小児慢性特定疾患児相談会の実施状況

対 象	実施回数	内 容	参加者数
小児慢性特定疾患治療研究事業認定証受給者とその保護者	1	医師による個別相談会 福島県立医科大学看護学部長 鈴木順造 氏	3人

(2) 未熟児発達相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児の発達や養育に関する講話や相談を実施するとともに保護者同士の情報交換をとおして育児負担の軽減を図り安心して育児ができるように支援するため、実施しました。

■未熟児発達相談会の実施状況

対 象	実施回数	内 容	参加者数
養育医療受給者、未熟児出生連絡票、低体重児出生届のあった児とその保護者	1	講 話「未熟児を持って」 講 師 Nくらぶ会長 安斎砂知子氏 交流会 (Nくらぶ会長を囲んで)	8人

(3) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

■訪問指導の実施状況

単位：人

対 象	実 数	延 数
身体障がい児	1	3
長期療養児	0	0
未熟児	10	18

2 市町村における親支援のためのグループミーティング事業運営技術支援

(根拠) 母子保健法・地域保健法

市町村の母子保健領域において、虐待予防に取り組んでおり、集団援助により習慣化した行動を変え、子育て力アップと自信回復の効果が期待できる親支援のためのグループミーティング事業を推進するため、運営方法や専門的支援等技術支援を実施しました。

■市町村における親支援のためのグループミーティングの実施状況

年度	会 場	グループ数	実施回数	参加者数 (人)	
				実 数	延 数
18	県南保健福祉事務所	1	5	6	20
19	県南保健福祉事務所	1	5	5	19
20	県南保健福祉事務所	1	4	5	18
21	県南保健福祉事務所	1	3	7	13
	塙町	1	3	3	7
22	白河市	1	6	5	15
	棚倉町	1	6	8	21
23	鮫川村 (鮫川村主催)	1	5	10	17

3 子どもの発達「気づき支援」推進事業

(根拠) 子どもの発達「気づきと支援」推進事業実施要綱

発達障がい児気づきと支援体制整備方部別検討会設置要綱

(1) 県南地域発達障がい児気づきと支援体制整備方部別検討会の開催

発達障がい児気づきと支援マニュアルの意見交換をとおして、市町村、保育所、幼稚園、児童デイサービス、特別支援教育等関係者と適切な支援方法について情報共有を図りました。

■開催状況

【開催日】平成23年12月27日(火)

【開催場所】県南保健福祉事務所

【内容】(1) 「発達障がい児気づきと支援マニュアル」案について
(2) 個別支援ファイル(東白川サポートブック)について

4 医療援護事業

(1) 育成医療給付

(根拠) 障害者自立支援法第58条

福島県自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

身体に障がいのある児童又は疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、障害者自立支援法第59条第1項による指定自立支援医療機関において治療する児童に対して、公費による医療の給付を行いました。

■育成医療の認定状況

単位：人

市町村	肢体不自由	視覚障がい	聴覚、平衡機能障がい	音声・言語そしゃく機能障がい	内臓障がい	免疫機能障がい	計(延数)
白河市	2	0	1	5	6	0	14
西郷村	0	0	1	1	0	0	2
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
中島村	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	0	0	0	0	4	0	4
棚倉町	3	0	0	2	0	0	5
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
塙町	1	0	0	1	0	0	2
鮫川村	1	0	0	1	0	0	2
計	7	0	2	10	10	0	29
17	10	4	3	23	25	0	65
18	3	3	3	17	18	0	44
19	8	2	0	10	13	0	33
20	8	3	3	15	16	0	45
21	9	0	3	14	11	0	37
22	7	0	3	12	15	0	37

(2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

■養育医療の認定状況（体重別）

年度 出生体重(g)	23	17	18	19	20	21	22
～1,000	2	2	3	6	4	6	2
1,001～1,500	1	4	3	4	7	6	4
1,501～1,800	8	5	3	3	3	6	6
1,800～2,000	6	9	4	7	6	6	9
2,001～2,300	9	8	9	12	13	13	14
2,301～2,500	2	3	7	3	3	3	1
2,501～	10	5	11	7	10	5	7
計	38	36	40	42	46	45	43

■養育医療の認定状況（市町村別）

年度 市町村	23	17	18	19	20	21	22
白河市	21	19	19	17	21	23	18
西郷村	3	4	3	2	5	5	10
泉崎村	0	4	1	2	2	0	1
中島村	1	0	1	2	1	0	1
矢吹町	5	4	11	6	3	9	4
棚倉町	4	3	3	5	8	2	6
矢祭町	0	0	0	0	0	5	1
塙町	3	2	2	6	4	1	2
鮫川村	1	0	0	2	2	0	0
計	38	36	40	42	46	45	43

5 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

■小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成24年3月31日 単位：人

市町村	悪性 新生 物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 器疾 患	慢性 心疾 患	内分 泌疾 患	膠原 病	糖尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 友 病 等 血液 ・免疫 疾患	神 経 ・筋疾 患	慢性 消化 器疾 患	計
白河市	13	8	1	5	15	1	10	1	5	1	3	63
西郷村	5	3	0	1	6	0	0	1	1	0	0	17
泉崎村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中島村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
矢吹町	2	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0	10
棚倉町	0	4	1	0	2	1	0	1	0	0	0	9
矢祭町	0	1	0	2	2	0	0	0	0	1	0	6
塙 町	2	3	0	2	3	0	1	0	0	0	0	11
鮫川村	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	24	21	2	12	31	3	12	3	6	4	3	121
1 6	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	0	153
1 7	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	0	119
1 8	22	19	4	14	45	6	14	8	10	4	0	146
1 9	23	19	3	14	35	10	10	6	9	3	0	132
2 0	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	1	130
2 1	18	19	2	15	38	4	12	6	10	4	1	129
2 2	19	17	2	13	34	5	10	4	8	4	2	118

Ⅲ－４）－イ 子どもの権利擁護の推進

1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表19, 20)

Ⅲ－４）－ウ ひとり親家庭の支援

1 母子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

・母子等相談受付件数1, 130件(うち東白川福祉相談コーナー408件)

(参照資料編 表21, 22)

・母子寡婦福祉資金

貸付件数 16件(前年度比3件減)

貸付金額 9,241千円(前年度比1,852千円減)

(参照資料編 表23)

Ⅲ－５） 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

1 先天性代謝異常等検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果の確認及び保健指導を実施しました。

■先天性代謝異常検査(精密検査)の実施状況

疾患名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	0	0	0	0
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	1	1	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	2	0	2	0
その他	0	0	0	0
計	3	1	2	0

2 新生児聴覚検査普及事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査の普及を図りました。

■新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
19	2	2	0
20	0	0	0
21	4	4	0
22	3	1	2
23	2	0	2

3 特定不妊治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

■特定不妊治療費助成の申請状況

年度	実数	延数
19	44	56
20	43	58
21	46	65
22	51	75
23	48	77

4 不妊専門相談等事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

■不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
19	6	3	3
20	6	2	4
21	9	4	5
22	2	0	2
23	1	0	1

※平成23年度は不妊治療普及啓発事業「個別相談会」

Ⅲ-6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

1 若者の性の健康「生きいき応援」事業

(根拠) 福島県若者の性の健康圏域連携会議設置要綱

(1) 県南地域若者の性の健康圏域連携会議

思春期保健対策の充実に向けて各関係機関の連携・協力体制を強化し、各種事業等の有機的な連携や今後の思春期保健対策について検討するための協議を行いました。

■開催状況

【開催日】平成23年11月24日(木)

【開催場所】県南保健福祉事務所

- 【議題】
- (1) 県南地域思春期保健対策推進事業について
 - (2) 平成22年度思春期保健教育等実施状況調査について
 - ① 思春期保健教育実施率の向上について
 - ② 思春期保健教育内容の充実にについて
 - ③ 思春期保健相談体制の充実にについて
 - (3) 平成23年度の思春期保健対策関連事業について

(2) 思春期保健教育等の実施状況調査

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を調査し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

【調査時期】平成24年3月

【調査対象】県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校(定時制を含む)・特別支援学校

【思春期保健教育等の実施率】

区分	実施率	内 訳
小学校 (45校)	100%	全校全学年で実施
中学校 (18校)	100%	全学年で実施
高等学校 (7校)	85.7%	1年7校、2年7校、3年4校で実施
定時制高等学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学校(1校)	100%	全学年で実施

(3) 思春期保健教育等支援

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒及び関係者を対象にした思春期保健教育等を実施しました。

開催回数3回 参加者 延565人

2 思春期相談事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

思春期の男女やその保護者等が思春期をめぐる悩みや不安等を気軽に相談できるよう、電話やメール相談等により個別支援に努めました。

■思春期相談ほっとラインによる相談実施状況

単位：件

年度	相談種別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
18	63	20	0	83
19	178	27	0	205
20	110	11	0	121
21	237	5	1	243
22	53	21	1	77
23	53	1	1	55

IV ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

IV-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成23年度は、福島県復興計画と福島県総合計画の見直し、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況について審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉協議会 平成24年3月8日

- ・「福島県復興計画」と「福島県総合計画」の見直しについて
- ・「県南地域保健医療福祉推進計画」の進行管理について

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ① 国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）
- ② 社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ③ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- ④ 社会保障・人口問題基本調査
- ⑤ 医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- ⑥ 病院報告（従事者）

3 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

地域福祉計画策定を推進するため、市町村担当者会議等で地域福祉計画の意義や重要性を説明しながら、関係者の計画策定への意識醸成を図りました。

- ・策定済市町村 矢祭町、鮫川村

4 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 7件(市町村社会福祉協議会等)

5 高齢者福祉計画等の推進

第五次高齢者福祉計画及び第四次介護保険事業支援計画の進行管理等

(根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第五次福島県高齢者福祉計画及び第四次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や課題の検討等を行いました。

また、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第六次高齢者福祉計画・第五次介護保険事業支援計画策定のため、圏域内の施設整備に係る広域調整や、次期計画に関する意見聴取等を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 平成23年11月17日
平成24年 1月26日

6 障がい福祉サービス事業所等職員研修会の開催

(根拠) 福島県県南保健福祉事務所「市民精神保健福祉研修会」開催要領

精神障がい者が地域で自分らしく生活していくための一助としてのサービス提供体制の拡充を目的として、サービス提供事業所職員等を対象に精神障がいという疾病について理解や関心を深めてもらうとともに、サービス提供にあたり留意すべき精神障がい者の特性や対応の仕方等を学んでもらうための研修を実施しました。

開催日・場所	主 な 内 容	対 象 者	参加者数
平成 23 年 11 月 11 日 サンフレッシュ白河	【 講 義 】 「精神疾患の理解 ～統合失調症の理解を深めよう～」 県立矢吹病院 院長 横山昇氏	・障がい福祉サービス事業所職員 ・知的障がい者更生施設、知的障がい者授産施設職員	29人
平成 23 年 12 月 1 日 棚倉町保健福祉センター			23人
平成 23 年 12 月 6 日 サンフレッシュ白河	【 事例紹介 】 「地域における精神障がい者への支援」 社会福祉法人 郡山コスモス会 理事長 石塚忠晴氏	・介護保険法訪問介護指定事業所職員	23人
平成 23 年 12 月 8 日 棚倉町保健福祉センター			13人
平成 24 年 1 月 (複数日)	【 体験実習 】 精神障がい者を主に受け入れている事業所や精神科医療機関での体験実習 ※実習先 県立矢吹病院、こころん、ウッドピアはなわ、南湖こころのクリニック、こころんヘルパーステーション、ひもろぎケアサービス		40人

Ⅳ－２） 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

1 「いのちの学校」体験事業（ひがししらかわ“次世代交流”ふれあい体験）

地域の次世代（小学生・中学生・高校生）が地域施設の障がい者との関わりや交流を通して「障がい」を一つの人間の個性と受けとめさせることで将来の地域の担い手である次世代が「いのちの大切さ」を学び、「人に対する愛情」と「人権を尊重できる心」を養うために実施しました。

（１）小学生と障がい者のふれあい体験

- ・開催日 平成23年5月26日、9月8日
- ・場 所 塙小学校、ウッドピアはなわ（障がい福祉サービス事業所）
- ・参加者 塙小学校4年生（42名）、施設利用者（17名）
- ・内 容 「障がい」についてのガイダンス、彼岸花工作での交流

（２）中学生と障がい者のふれあい体験

- ・開催日 平成23年6月17日、7月6日、9月13日～14日
- ・場 所 鮫川中学校、鮫川たんぽぽの家（障がい福祉サービス事業所）
- ・参加者 鮫川中学校3年生（28名）、施設利用者（26名）
- ・内 容 「障がい」についてのガイダンス、商品包装体験、共同作業

（３）高校生と障がい者のふれあい体験（「東白川あったか冬まつり」の共催）

- ・開催日 平成23年12月3日
- ・場 所 道の駅はなわ天領の郷
- ・参加者 塙工業高等学校生（27名）
東白川地域の障がい福祉サービス事業所利用者（39名）
- ・内 容 ふれあい交流、部活動単位の出演

2 ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する県民にとって身近で有意な情報を適時、速やかに提供するとともに、多岐にわたる保健福祉事務所の業務を容易に理解出来るよう当事務所の

ホームページを積極的に有効活用し、広報の充実を図りました。

- ・ホームページアクセス件数 24,700件（前年度比638件増）

3 老人クラブ活動等事業

（根拠）福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助額 2,967千円

4 民生委員・児童委員の活動支援

（根拠）民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。（参照資料編 表24,25）

管内民生・児童委員数 363人（平成24年3月31日現在）

IV-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

（根拠）百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・平成23年度贈呈者数 32人
（平成22年度23人、21年度25人、20年度15人、19年度18人）

IV-4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実

IV-4) -ア 健康づくりと介護予防の推進

1 地域支援事業

(1) 地域包括支援センター支援

地域包括支援センター職員の効率的かつ適正な業務の実施を目的として、意見交換会を開催しました。

■開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
地域包括支援センター職員意見交換会 平成23年 7月20日 県南保健福祉事務所	意見交換 ① 介護予防ケアマネジメント事業について ② 包括的・継続的ケアマネジメント事業について ③ 権利擁護事業 ④ 総合相談事業	16人 (センター職員)

2 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会委員研修会

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に、介護認定審査会委員研修会を開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成24年3月1日 白河市立図書館	①講義「事例からみる介護認定審査時の留意点」 講師：郡山市医療介護病院 院長 原 寿夫氏 ②説明 ・介護保険の運営状況 ・要介護認定業務分析データについて 他	介護認定審査 会委員 市町村等事務 局 39人

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
平成24年2月28日 白河市立図書館	①講義「事例から学ぶ基本調査の特記事項に関する留意点」 講師：白河地方広域市町村圏整備組合介護 認定審査会 副会長 杉原常夫氏 ②説明 ・介護保険の運営状況 ・要介護認定業務分析データについて 他	認定調査員・ 市町村等職員 175人

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

■要介護（要支援）認定者数（市町村別）

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白河市	216	416	0	303	509	417	386	334	2,581
西郷村	47	79	0	46	115	96	82	91	556
泉崎村	30	30	0	23	37	44	50	38	252
中島村	24	20	0	15	36	22	27	20	164
矢吹町	43	118	0	77	116	101	123	84	662
棚倉町	76	115	0	47	105	86	93	97	619
矢祭町	25	50	0	31	48	59	63	33	302
塙町	55	84	0	53	99	80	74	73	518
鮫川村	28	28	0	18	44	26	40	21	205
H24. 12月末	544	933	0	613	1,109	931	938	791	5,859
H23. 3月末	541	904	0	564	1,060	923	958	770	5,720
H22. 3月末	538	833	0	538	1,010	924	901	723	5,467
H21. 3月末	466	753	0	417	993	892	885	776	5,182
H20. 3月末	466	779	0	390	900	852	881	764	5,032
H19. 3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827

3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成23年度における居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービスで3事業者、予防給付サービスでは4事業者減っています。

施設サービスについては、施設は1施設、入所定員は29床増えています。

■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

区 分		24.4.1 現在	23.4.1 現在	増加数	対前年比
介護 給付サ ービス	居宅介護支援事業者	48	47	1	1.02
	居宅サービス事業者	125	129	-4	0.97
	訪問介護	32	34	-2	0.94
	訪問入浴介護	8	8	-	1.00
	訪問看護	8	8	-	1.00
	訪問リハビリテーション	3	3	-	1.00
	居宅療養管理指導	2	2	-	1.00
	通所介護	21	20	1	1.05
	通所リハビリテーション	9	9	-	1.00
	短期入所生活介護	12	12	-	1.00
	短期入所療養介護	7	7	-	1.00
	特定施設入所者生活介護	1	2	-1	0.50
	福祉用具貸与	10	11	-1	0.91
	特定福祉用具販売	12	13	-1	0.92
小 計	173	176	-3	0.98	
予防 給付サ ービス	介護予防支援事業者	9	9	-	1.00
	介護予防サービス事業者	124	128	-4	0.97
	介護予防訪問介護	32	33	-1	0.97
	介護予防訪問入浴介護	8	8	-	1.00
	介護予防訪問看護	8	8	-	1.00
	介護予防訪問リハビリテーション	3	3	-	1.00
	介護予防居宅療養管理指導	2	2	-	1.00
	介護予防通所介護	20	20	-	1.00
	介護予防通所リハビリテーション	9	9	-	1.00
	介護予防短期入所生活介護	12	12	-	1.00
	介護予防短期入所療養介護	7	7	-	1.00
	介護予防特定施設入所者生活介護	1	2	-1	0.50
	介護予防福祉用具貸与	10	11	-1	0.91
特定介護予防福祉用具販売	12	13	-1	0.92	
小 計	133	137	-4	0.97	
合 計	306	313	-7	0.98	

■施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	24.4.1現在	23.4.1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	10施設(718床)	10施設(718床)	0(0)	1.00(1.00)
介護老人保健施設	8施設(629床)	7施設(600床)	1(29)	1.14(1.05)
介護療養型医療施設	0施設(0床)	0施設(0床)	0(0)	0.00(0.00)
合 計	18施設(1,347床)	17施設(1,318床)	1(29)	1.06(1.02)

※ 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 2施設
- ・居宅サービス事業所 7事業所
- ・居宅介護支援事業所 1事業所

5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 2施設

IV-5) 地域生活移行や就労支援などの障がい者の自立支援

IV-5) -ア- 1 雇用と就労の促進

1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 福島県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適応するための訓練を行いました。

■社会適応訓練事業実績

23年度末登録事業所数	23年度委託事業所数	23年度委託訓練者数
16	1	1

IV-5) -ア- 2 自立の支援と社会参加の促進

1 精神障がい者福祉ホーム運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第3号(旧法)

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する社会復帰施設である精神障がい者福祉ホームB型の運営を支援しました。

- ・実施法人 社会福祉法人 真徳会
- ・実施施設 福祉ホーム「ひもろぎの園」
- ・補助額 17,468千円(本庁執行)

2 身体障がい者相談員の配置

(根拠) 身体障害者福祉法第12条の3

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表26)

平成20年度から相談員に対する報酬は廃止となり、無償となりました。

なお、地方分権一括法の施行に伴い、平成24年度より当該事業は市町村へ移譲となります。

■身体障がい者相談員設置人数

平成24年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	棚倉町	0
泉崎村	1	矢祭町	1
中島村	0	塙町	1
矢吹町	0	鮫川村	1
西白河郡計	2	東白河郡計	3
		白河市	2
		計	7

3 知的障がい者相談員の配置

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の2

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表27)

平成20年度から相談員に対する報酬は廃止となり、無償となりました。

なお、地方分権一括法の施行に伴い、平成24年度より当該事業は市町村へ移譲となります。

■知的障がい者相談員設置人数

平成24年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	棚倉町	1
泉崎村	0	矢祭町	1
中島村	1	塙町	0
矢吹町	0	鮫川村	0
西白河郡計	2	東白川郡計	2
		白河市	1
		計	5

IV-5) -ア-3 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者自立支援法第89条

平成21年3月に策定された第2期福島県障がい福祉計画の中で、「ともに生きる社会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画であり、障がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供基盤の整備推進などに努めました。

2 社会福祉施設等の施設整備

(1) 障害者自立支援基盤整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

既存障がい福祉施設等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合には必要となる施設の改修又は増築の経費に対し、助成を行いました。

ア 食工房ひもろぎ

- ・実施主体 社会福祉法人真徳会
- ・事業の内容 既存建物の改修による事業所新設
- ・所在地 白河市
- ・事業所種別 就業継続支援事業所B型(定員20名)
- ・施設整備補助金額 19,000千円(本庁執行)

イ あゆり工房

- ・実施主体 特定非営利活動法人遊遊クラブ
- ・事業の内容 既存建物の改修による事業所の移転及び新設
- ・所在地 矢吹町
- ・事業所種別 多機能型
(移転 - 生活介護事業所、定員10名)
(新設 - 就業継続支援事業所B型、定員10名)
- ・施設整備補助金額 19,000千円(本庁執行)

(2) 障がい福祉施設設備災害復旧費等補助事業

(根拠) 福島県障がい福祉施設設備災害復旧費等補助金交付要綱

ア 障がい者支援施設等自家発電装置整備事業

災害時の停電時等において、人工呼吸機等の作動に必要な電力を供給するための自家発電装置を設置する経費に対し、助成を行いました。

- ・実施主体 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
- ・施設の名称 福島県きびたき寮
- ・所在地 西郷村
- ・施設種別 障害者支援施設（定員100名）
- ・施設整備補助金額 4,500千円（本庁執行）

3 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

（根拠）福島県自立支援協議会地域生活支援部会設置要綱

県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会地域生活支援部会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■ 構成員

- ・事業者関係(19) ・地域自立支援協議会(3) ・行政関係(9)
- ・相談支援アドバイザー(2)

計 33人

■ 地域生活移行圏域連絡会の開催

開催日・場所	主な内容	参加人数
平成23年9月27日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の上半期活動実績と下半期活動予定について 2 情報提供 「東白川サポートブック」の特徴と活用について 3 その他	32人
平成24年3月2日 県南保健福祉事務所 会議室	1 地域自立支援協議会等の活動実績等について 2 情報交換 相談支援アドバイザーから見た地域の課題について 3 その他	32人

4 障がい者地域移行体制強化事業

（根拠）福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、関係者を対象に基礎研修を実施しました。

（1）基礎研修の開催内容

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成24年1月16日 (木) 14:00~16:00 サンフレッシュ白河	講演「精神障がい者地域移行支援・定着支援事業を通して、障がい者の地域生活支援体制整備やまちづくりについて考えよう」 講師 特定非営利法人 那須フロンティア 地域生活支援センター ゆずり葉 施設長 遠藤真史 氏	市町村職員、精神科病院、精神障がい者関連事業所、社会福祉協議会、民生児童委員、精神保健福祉ボランティア	38人

5 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業実施要綱

精神科病院に入院している精神障がい者のうち、病状が安定しており受入条件が整えば退院可能な者に対し、退院に向けた支援を行い、地域の受入体制の整備を図ることにより、精神障がい者が自ら望む地域で自立した生活をできるようにすることを目的として、委託医療機関への支援、ワーキンググループの開催等を実施しました。

(1) 委託医療機関 塙厚生病院 対象者 8 人

(2) 県南保健福祉圏域精神障がい者地域移行ワーキンググループの開催

(根拠) 県南保健福祉圏域精神障がい者地域生活移行ワーキンググループ設置要綱

精神障がい者地域生活移行を円滑に推進するため、関係機関によるワーキンググループを開催し、対象者の支援と地域の課題の検討を実施しました。

	年月日	内 容	参加者
全 体 会	1 平成23年 5月27日 (金)	1 平成22年度精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業実施結果について 2 平成23年度事業の対象者の決定と個別支援計画について 3 平成23年度のワーキンググループの進め方について	33人
	2 10月19日 (金)	1 平成21年度、22年度の精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業対象者の経過について 2 平成23年度事業の経過報告と個別支援計画について 3 課題解決ワーキンググループの結果と今後の活動について	28人
	3 平成24年 2月21日 (火)	1 平成23年度の精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業の実施結果について 2 平成24年度精神障がい者地域移行・定着事業の実施予定について	31人
個 別 支 援	1 平成23年 7月11日 (水)	塙厚生病院事業対象者の経過確認と個別支援計画の決定	21人
	2 9月13日 (水)	塙厚生病院事業対象者(追加分)の経過確認と個別支援計画の決定	14人
	3 平成24年 1月19日 (木)	塙厚生病院事業対象者の個別支援計画の進捗状況の確認と今後の方向性について	20人
課 題 解 決	1 平成23年 7月7日 (木)	1 課題解決ワーキンググループについて 2 課題解決ワーキンググループの検討課題について 3 課題解決のための具体的活動方法の検討	11人
	2 7月25日 (月)	障がい福祉サービス事業所アンケートの実施方法と項目について	7人
	3 9月15日 (木)	1 「精神障がい者サービス提供に関するアンケート調査」実施結果について 2 地域の課題と解決策について	10人
	4 10月13日 (木)	「障がい福祉サービス事業所職員等研修会」の実施方法について	8人
	5 11月30日 (水)	「障がい福祉サービス事業所職員等研修会」の運営の方法について	10人
	6 平成24年 3月21日 (水)	1 「障がい福祉サービス事業所職員等研修会」の実施結果について 2 次年度のワーキンググループの方向性について	9人

IV-5) -I-1 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等に関すること

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請	通 報				精神病 院管理 者の届 出 (26条の2)	移 送 (34条)	合 計	診察 不要	診 察		要 措置
	警察 官 (24条)	検察 官 (25条)	保護観 察所の 長 (25条の2)	矯正 施設 の長 (26条)					1 次	2 次	
一般 人 (23条)	0	17	2	0	2	0	21	7	14	1	1

■措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
1	1	1	1	0

■医療保護入院患者の状況

入院届件数 (33条1項)	退院届件数
57	56

2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神科病院実地指導要領

精神科病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：2病院（一般）
- ・実地審査：措置入院3人 医療保護入院5人

IV-5) -I-2 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の(1)～(3)の事業）を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 118,095千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

・支給総額 18,927 千円

■特別障害者手当等受給者数 平成 24 年 3 月 31 日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	44	22	1	67
西郷村	3	10	0	13
泉崎村	8	3	1	12
中島村	1	2	1	4
矢吹町	8	7	1	16
棚倉町	4	6	1	11
矢祭町	6	3	0	9
塙町	3	4	1	8
鮫川村	4	2	0	6
計	37	37	5	79
23年度月額	@26,340円	@14,330円	@14,330円	

3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法第92条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

(1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 9市町村
・負担率 1/4

(2) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 8市町村
・負担率 1/4

(3) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者が療養介護医療を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 3市町村
・負担率 1/4

(4) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・負担率 1 / 4

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) 相談支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が行う障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2 市町
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 639 千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 6,236 千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	2	盲人用体温計（音声式）	1
特殊マット	3	盲人用体重計	0
特殊尿器	0	携帯用会話補助装置	0
入浴担架	0	情報・通信支援用具	2
体位変換器	0	点字ディスプレイ	3
移動・移動支援用具	0	点字器	1
訓練いす（児のみ）	0	点字タイプライター	0
訓練用ベット（児のみ）	0	視覚障害者用ポータブルレコーダー	2
吸入器	0	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	0
入浴補助用具	6	視覚障害者用拡大読書器	3
便器	0	盲人用時計	5
T字状・棒状のつえ	2	聴覚障害者用通信装置	0
歩行支援用具	0	聴覚障害者用情報受信装置	0
頭部保護帽	5	人口喉頭	11
特殊便器	0	福祉電話（貸与）	0
火災警報器	1	ファックス（貸与）	1
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサ	0
電磁調理器	0	点字図書	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	ストーマ装具	2,619
聴覚障害者用屋内信号装置	1	紙おむつ等	0
補高便座	1	収尿器	0
透析液加湿器	1	居宅生活動作補助用具	4
ネブライザー（吸引器）	3	点字テプラ	0
電気式たん吸引器	11	計	2,688
酸素ボンベ運搬車	0		

（３）移動支援事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 2,231千円

（４）地域活動支援センター機能強化事業

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1／4
- ・補助額 1,778千円

(5) その他の事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,180 千円

5 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金

障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、県に設置した基金により、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とした補助金を交付しました。

(1) 事業運営安定化事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従来の月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従来の報酬単価の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

- ・実施市町村 8 市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 11,292 千円

(2) 移行時運営安定化事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

旧体系の施設等が新体系の障害福祉サービス事業所等へ移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を基準とした助成を行うことにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

- ・実施市町村 1 町
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 84 千円

(3) 通所サービス移行促進事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

通所サービスにおいて、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

- ・実施市町村 5 市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 11,178 千円

(4) 新事業移行促進事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所等に一定の助成を行うことにより、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 1,080 千円

(5) 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。

- ・実施市町村 8 町村
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 1,376 千円

(6) 進行性筋萎縮症者療育等給付事業受給者に対する激変緩和措置

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護等」の対象となる者については、他制度利用者 비해、大幅な負担増となる場合があることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。

- ・実施市町村 1 町
- ・補助率 3 / 4
- ・補助額 5 千円

(7) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

(根拠) 福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金交付要綱

障がい児を育てる保護者の相談支援の充実を図るため、個別支援計画や支援の情報に関係機関で共有し、障がい児の一貫した支援を行う制度の構築を目的とする。

- ・実施市町村 1 村
- ・補助率 10 / 10
- ・補助額 152 千円

IV-5) -I-3 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

障がい児(者)専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

- ・受託施設名 2 施設 (相談支援アドバイザー各 1 名)
 - 白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園 (西郷村)
 - 東白川郡担当 はなわ育成園 (塙町)
- ・委託料 5,934 千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門 相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相 談支援体制 への助言・ 指導	専門性が求 められる相 談への直接 支援	訪問支援	外来支援	療育機関 支援
白河こひつじ学園	126	44	25	1	7
はなわ育成園	92	58	11	14	4

2 発達障がい児地域療育機能強化事業

(根拠) 発達障がい児地域療育機能強化事業実施要綱

児童デイサービス事業所の療育場面を活用し、発達障がい児等への療育体験や助言、情報提供を行うとともに、発達障がい児等が通所する保育所等への支援や調整を実施しました。

- ・受託事業所名 発達支援センターまきびと (西郷村)
- ・委託料 884千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	療育体験実習	保育所等支援	サポートコーチ との連携
社会福祉法人 牧人会	119	15	7

3 発達障がいサポートコーチ事業

(根拠) 発達障がいサポートコーチ事業実施要綱

発達障がいサポートコーチを配置し、発達障がい児等の地域生活を支えるため、専門機関や関係機関と連携しながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ・受託法人名 社会福祉法人牧人会 (西郷村)
- ・委託料 547千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分 受託法人	個別支援計 画による支 援	療育機能強 化事業との 連携	地域の社会 資源の開発 支援	市町村等の 支援体制整 備の推進
牧人会	39	12	21	10

IV－6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

・女性相談員兼母子自立支援員 1人

・女性相談受付件数 253件

(参照資料編 表 29, 30)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて助言・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表 31)

3 高齢者虐待対応研修会

(根拠) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待に対応する各市町村職員及び地域包括支援センター職員の、虐待対応力の向上を目的として、高齢者虐待対応研修会を開催しました。

・開催日 平成24年1月18日

IV－7) 生活保護制度の適正実施

1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助（生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）を実施しました。

平成23年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況

■被保護世帯数及び被保護人員

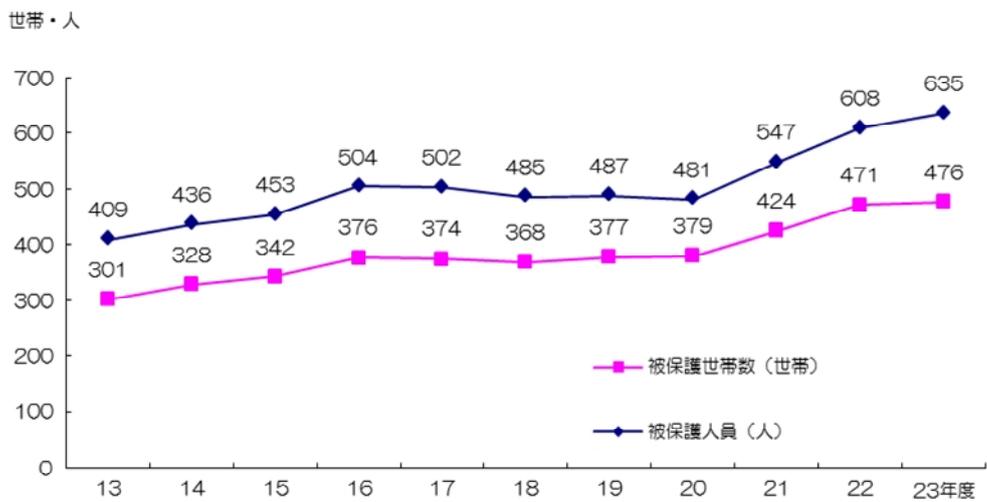
区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
23年度当初	481世帯	633人	7.5‰
23年度末	461世帯	608人	7.3‰

(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成23年度末における被保護世帯数は461世帯、被保護人員は608人、保護率は7.3‰となっています。

被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）



（出典：福祉行政報告例）

■被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
20年度	379世帯	481人	5.6‰
21年度	424世帯	547人	6.4‰
22年度	471世帯	608人	7.1‰
23年度	476世帯	635人	7.5‰

（出典：福祉行政報告例）

次に、生活保護の推移を見ると、保護率は緩やかな上昇傾向にありましたが、平成20年の世界的な金融危機後は急激に増加しました。（参照資料編 表32）

被保護世帯増加の主な要因として、長期にわたる景気の低迷や失業、高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられますが、平成23年3月の東日本大震災も増加の一因となっています。

（2）町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数（平成23年度月平均値）

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村	合計
81	23	8	138	103	37	75	11	476

（出典：福祉行政報告例）

平成23年度における被保護世帯の町村別内訳を月平均値で見ると、全476世帯中、矢吹町が138世帯で最も多く、次いで棚倉町が103世帯、西郷村が81世帯、埴町が75世帯となっています。（参照資料編 表33）

■扶助別被保護世帯数(月平均値)

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その 他	合 計
20年度	316	210	19	63	340	6	955
21年度	349	238	22	64	375	10	1,059
22年度	389	268	22	79	424	15	1,197
23年度	405	273	24	86	433	16	1,237

(出典：福祉行政報告例)

平成23年度における被保護世帯の扶助別内訳を月平均値で見ると、全466世帯中、医療扶助が433世帯で最も多く、次いで生活扶助が405世帯、住宅扶助が273世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表33)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区 分	申 請	開 始	廃 止
19年度	63	47	53
20年度	91	66	37
21年度	130	106	54
22年度	108	85	49
23年度	86	62	82

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成23年度における生活保護の申請件数は86件でした。

また、平成23年度における開始は62件、廃止は82件であり、廃止が開始を20件上回り、年度末における被保護世帯数は減少しました。

■生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働きによる収入減少喪失	仕送りの減少・喪失	手持現金貯金の減少・喪失	その 他	合 計
20年度	21	0	3	7	34	1	66
21年度	36	0	12	5	44	9	106
22年度	21	1	8	9	36	10	85
23年度	11	1	9	3	21	17	62

(出典：保護申請処理簿)

平成23年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が21世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が11世帯、働きによる収入の減少・喪失が9世帯となっています。(参照資料編 表34)

■生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる収入増加取得	社会保障給付金の増加	仕送り金等の増加	施設入所	その 他	合 計
20年度	16	3	4	5	0	9	37
21年度	25	1	7	0	0	21	54
22年度	18	5	1	0	1	24	49
23年度	23	7	5	0	1	46	82

(出典：保護廃止処理簿)

平成23年度における生活保護廃止の主たる要因は、その他が46世帯(うち、他管内転出16世帯、義援金等収入15世帯、保護辞退5世帯)で最も多く、次いで死亡・失踪が23世帯となっています。(参照資料編 表35)

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区 分	総医療 扶助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
20年度	4,855	259	196	455	278	4,122	4,400
21年度	5,445	341	343	684	286	4,475	4,761
22年度	6,161	279	327	606	244	5,311	5,555
23年度	6,484	272	362	634	317	5,533	5,850

(出典：福祉行政報告例)

平成23年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延634人、入院外が延5,850人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給と他の扶助との併給の割合がほぼ半々となっていますが、入院外では大半が他の扶助との併給となっています。(参照資料編 表36)

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
20年度末	21	15	4	1	41	15	6
21年度末	20	16	4	1	41	14	6
22年度末	21	16	4	1	42	16	6
23年度末	21	16	4	1	42	15	7

(出典：施設事務費支給台帳)

平成23年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末と同じ42人となっています。

救護施設別内訳では、からまつ荘が21人で最も多く、次いで矢吹緑風園が16人、郡山せいわ園が4人となっています。

矢吹授産場では、生活保護法が1人減って15人となり、みなし保護が前年度末より1人多い7人であり、計22人となりました。(参照資料編 表37)

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
21年3月分	397	181	18	81	68	49
22年3月分	449	201	19	84	72	73
23年3月分	486	210	22	91	81	82
24年3月分	467	204	18	76	111	58

(出典：福祉行政報告例)

平成24年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が204世帯で最も多く、次いで傷病者世帯が111世帯、障がい者世帯が76世帯、その他の世帯は58世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の4割以上を占めています。

(参照資料編 表38)

(7) 被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
20年3月分	働いている者がいる世帯	39	33	72
	働いている者のいない世帯	261	38	299
21年3月分	働いている者がいる世帯	40	32	72
	働いている者のいない世帯	284	41	325
22年3月分	働いている者がいる世帯	47	32	79
	働いている者のいない世帯	316	54	370
23年3月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
	働いている者のいない世帯	345	51	396
24年3月分	働いている者がいる世帯	43	36	79
	働いている者のいない世帯	337	51	388

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成24年3月で見ると、単身世帯が計380世帯、2人以上の世帯が計87世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計79世帯、働いている者のいない世帯が計388世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割を占めています。
(参照資料編 表39)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
19年度	28.1	6.3	48.3	2.8	14.5	100
	204,867	45,646	353,111	20,560	106,164	730,348
20年度	27.6	6.3	48.3	3.2	14.5	100
	204,832	46,872	358,116	23,758	106,563	741,141
21年度	28.1	6.7	49.2	3.2	12.8	100
	236,149	56,732	414,099	26,394	107,415	840,789
22年度	29.2	7.1	48.3	3.5	11.9	100
	266,270	65,247	440,867	31,898	108,603	912,885
23年度	29.7	7.4	46.2	3.9	12.8	100
	273,556	67,903	424,486	36,370	117,441	919,756

(出典：生活保護費経理状況調)

平成23年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含め919,756千円となりました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が424,486千円で最も多く、次いで生活扶助費が273,556千円、施設事務費が117,441千円、住宅扶助費が67,903千円となっています。
(参照資料編 表40)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成23年度においては、稼働能力のある被保護者に対する就労支援及び長期に入院している被保護者で病状が安定して入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者について退院に向けた取り組みを行いました。その実施状況は次のとおりとなっています。

■福島県生活保護就労自立促進事業

支援人数 74人

就労開始人数 延べ31人

・うち就労開始に伴う廃止世帯4世帯

■福島県長期入院患者退院促進事業

支援人数 2人

V 誰もが安全で安心できる生活の確保

V-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦などが車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）が設置されていますが、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しています。

○利用証交付数(平成24年3月31日現在)

県南 868件

○利用制度協力施設(平成24年3月31日現在)

県南 51施設

2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表41)

V-2) 生活衛生水準の維持向上

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係施設等の衛生指導

東日本大震災により被害を受けた施設が多数あり、生活衛生関係営業施設についても被害を受けていることが懸念されたため、実態の把握に努めました。

営業施設に対しては復旧作業が進まない中、現状でできる最善の衛生管理について指導を行いました。

(参照資料編 表42)

■市町村別環境衛生関係営業施設数

平成24年3月31日現在

市町村	旅館業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白河市	9	33	5		4		18	97	129	14	42	351	
西郷村	8	16	4				11	23	23	2	5	92	
泉崎村	1	3	3		1		2	7	8		4	29	
中島村							1	7	6	1	2	17	
矢吹町	2	8	2	1	1		7	29	43	3	13	109	
小計	20	60	14	1	6	0	39	163	209	20	66	598	
棚倉町	4	13	2		1		7	26	39	2	17	111	
矢祭町		5	4				1	7	11	1	3	32	
塙町	1	10	1				2	15	24	5	10	68	
鮫川村		4	5				3	6	4		2	24	
小計	5	32	12	0	1	0	13	54	78	8	32	235	
合計	25	92	26	1	7	0	52	217	287	28	98	833	
年度別施設数	22年度	26	97	26	1	7	0	53	217	282	31	98	838
	21年度	26	99	27	1	7	0	54	219	282	31	97	843
	20年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858
	19年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858
	18年度	25	107	25	1	7	0	54	223	286	33	105	866

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	1	1	9	13							1	25
旅館営業	2	3	1	3	20	4	57	1			1	92
簡易宿所営業	(通年)	1	1				9	1	1	4		17
	(季節)						2		7			9

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	5	1	9	12	2	21	52

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
28	3	2	0	0	98	126

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理容所			美容所			クリーニング所		
理容師数	その他	小計	美容師数	その他	小計	クリーニング師数	その他	小計
425	4	429	481	5	486	40	230	270

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成 24 年 3 月 31 日現在

市町村	火葬場	墓地・納骨堂	特定建築物	建築物環境衛生登録業	コインランドリー	無店舗取次店	一般プール	温泉		合計	
								源泉	利用施設		
白河市	注		24	6	13	1	7	7	7	65	
西郷村		57	8		1		5	29	23	123	
泉崎村		10		1			1	3	3	18	
中島村		14			1		0	1	1	17	
矢吹町	1	49	6		3		1	8	8	76	
小計	1	130	38	7	18	1	14	48	42	299	
棚倉町	1	92	4	1	3		2	2	3	108	
矢祭町		69	1		1		1	2	2	76	
塙町		89	1	2	1		1	11	10	115	
鮫川村		46					1	5	3	55	
小計	1	296	6	3	5		5	20	18	354	
合計	2	426	44	10	23	1	19	68	60	653	
施設数	22年度	3	603	43	11	22	1	19	68	59	829
	21年度	3	603	42	10	22		18	67	60	825
	20年度	3	601	42	10	20		19	65	60	820
	19年度	3	603	41	9	17		19	64	60	816
	18年度	3	603	41	9	16		18	64	64	818

注) 平成 23 年 4 月 1 日より白河市に権限移譲

ア 火葬場等施設の内訳 (白河市を除く)

火葬場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
2		2	293	81	30	20	424		2	2

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所 (再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)		(2)		(2)	(12)
	4	14	6	1	2	11	7	44
管理技術者選任数	4	14	6	1	2	11	7	44

() 内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
3				6	1				10

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
13	6	19

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (基準値)
	不検出	検 出	
15	14	1	10cfu/100ml 未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

■フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施 設数	ブドウ 球菌検 出数	一般細 菌検出 数	いづれ も不検 出	検査施 設数	ブドウ 球菌検 出数	一般細 菌検出 数	いづれ も不検 出
カミソリ	14	10	6	4	9	3	4	2
はさみ	16	6	8	6	15	1	5	9
くし	16	7	7	3	15	2	5	8
ヒゲブラシ	11	6	10	1	—	—	—	—

3 家庭用品安全対策試買検査事業

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳 幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳 幼児のものを除く)	水酸化カリウム 又は水酸化ナト リウム	計
検体数	5	4	3	12
不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談事業

住民からの害虫等の同定、駆除に関する相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

	アタジラミ	ハチ	ダニ	その他	合計
苦情・相談数	2	1	1	7	11
被害者数	2	0	1	0	3

5 衛生講習会の事業

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合等からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

■衛生講習会実施状況

区 分	主 催 者	回 数	受講者数(人)
理容師衛生消毒講習会	理容組合矢吹支部	1	32
理容師衛生消毒講習会	理容組合東白川支部	1	23
理容師衛生消毒講習会	理容組合白河支部	1	60
計		3	115

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

東日本大震災の影響が懸念されたため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化等を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

■温泉源泉数及び監視指導状況

平成24年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	総湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
6	27	6	28	67	378	4,864	45

■温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴用	飲用		
60	1 ※	60	49

※浴用施設の中の再掲

V-3) 安全な水の安定的な確保

1 水道施設等の整備に関する指導事業

(根拠) 水道法

平成23年3月末現在の管内の水道普及率は92.2%と県平均89.6%よりわずか

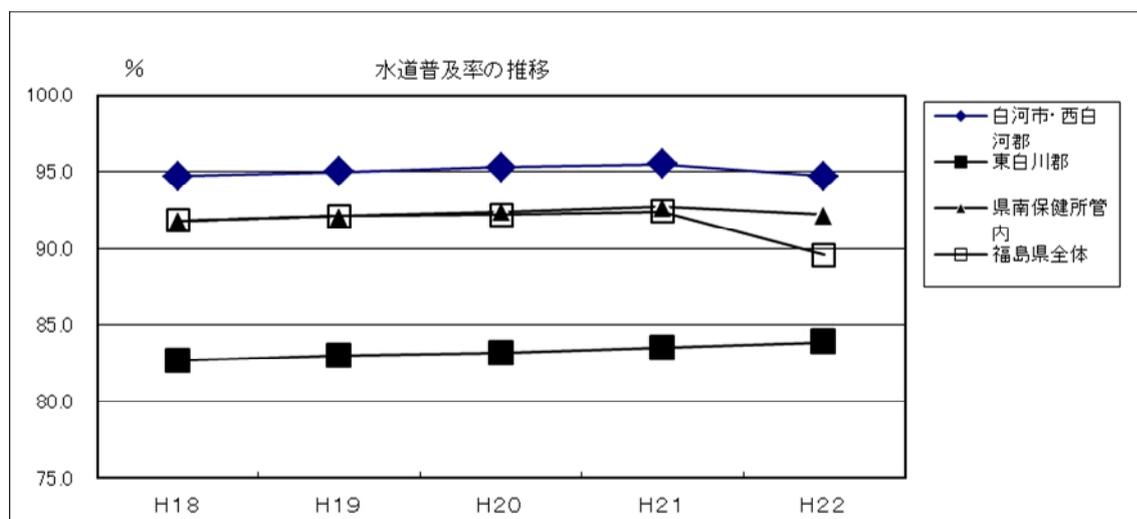
に高くなっていますが、山間部を抱える東白川郡3町村においては投資効率の観点等から普及率が伸びておりません。

安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H23. 3. 31 現在)

市町村	行政区域内総人口	給水人口	水道普及率 (%)	年度末水道普及率 (%)			
				21年度	20年度	19年度	18年度
白河市	64,447	62,263	96.6%	97.5	97.4	97.3	96.7
西郷村	19,651	18,983	96.6%	96.7	95.2	94.3	92.2
泉崎村	6,751	5,687	84.2%	87.0	87.0	87.1	87.2
中島村	5,124	4,787	93.4%	95.8	95.9	95.5	96.3
矢吹町	18,289	16,495	90.2%	90.3	90.7	90.3	92.3
小計	114,262	108,215	94.7%	95.5	95.3	95.0	94.7
棚倉町	14,937	14,591	97.7%	97.5	97.2	97.2	97.1
矢祭町	6,315	5,715	90.5%	89.7	90.0	89.5	88.9
埴町	9,780	7,682	78.5%	78.3	78.0	78.4	78.3
鮫川村	3,948	1,362	34.5%	33.6	31.6	31.1	29.8
小計	34,980	29,350	83.9%	83.5	83.2	83.0	82.7
合計	149,242	137,565	92.2%	92.7	92.4	92.1	91.8
福島県	2,014,291	1,804,320	89.6%	92.4	92.2	92.1	91.8



2 水道施設等の衛生指導事業（放射生物質のモニタリング検査）

放射性物質に関する研修会を行い、飲料水の安全性の確保に努めました。さらに地下水の仕組みや維持管理に関する研修会を行い、水道水源開発の参考となる手法を示したり既存井戸の適正な維持管理手法を示すことにより、安定した水道水源の確保について指導しました。

また、放射生物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

さらに、水道法及び福島県給水施設等条例に基づき水道施設等の立入検査を実施し、維持管理状況の把握や衛生管理指導を実施しました。（参照資料編 表 43）

3 飲用井戸水の衛生対策指導事業（放射生物質のモニタリング検査）

放射生物質のモニタリング検査を行い、安全性の確認を行いました。

実施件数 344件
検査結果 すべてND（検出限界 5 Bq/Kg）

V-4) 食品等の安全性の確保

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成23年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品の安全性を確保しました。

さらに、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小中学校の児童・生徒を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

なお、東日本大震災の対応業務を優先したため、従来の各種の事業を例年に比べて縮小したり中止せざるを得ない状況でした。

1 食品営業許可施設等の監視指導事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品営業施設の許可状況

平成23年度末現在の食品営業許可施設数は3,333施設で、このうち飲食店営業が1,580施設と全体の約47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は3,331施設で、このうち菓子販売業が1,590施設と全体の約48%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表44, 45)

(2) 食品関係施設の監視・指導状況

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成23年度における監視指導総数は2,982件で、その内許可施設の延べ監視件数は1,838件、許可を要しない施設の延べ監視件数は756件となっています。

(参照資料編 表44, 45)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

■ 拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場（魚介類せり売業）	1	14	腸炎ビブリオ・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

2 食品の安全対策事業（加工食品等の放射性物質検査事業）

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査等

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生確保の指導を行うこととしています。(参照資料編 表46)

■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	安全対策収去
魚介類	9	9	中止
冷凍食品			〃
魚介類加工品			〃
肉卵類加工品	8	8	〃
乳製品			〃
アイスクリーム類	7	7	〃
穀類・その加工品	18	18	〃
野菜果物・その加工品	24	24	〃
菓子類	24	24	〃
清涼飲料水	4	4	〃
その他の食品	38	38	〃
合計	132	132	〃
検査目的		病原性微生物 ・食品の成分 規格・食品添 加物等	留農薬・貝毒 ・抗生物質等

■食品安全対策買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	中止	抗生物質等
合計	〃	

■加工食品等の放射性物質検査

実施期間 平成23年10月12日～平成24年3月31日

実施数 178検体

暫定基準値超過数 2検体（乾燥ドクダミ、オヤマボクチ）

参考：新基準値（平成24年4月1日施行）超過数 12検体

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会（出前講座）を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小中学校の児童・生徒を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を101回開催し、受講者は2,905名で出前講座は29回、受講者は941名でした。

■衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	25	817
食品衛生責任者養成講習会	4	94
食品衛生責任者再教育講習会	10	76
集団給食施設関係者講習会	3	274
消費者等食品衛生講習会	3	33
小学校の食品衛生教室	56	1,611
計	101	2,905

■ 出前講座（再掲）

区 分	実施回数	受講者数
営業者等	26	908
消費者等	3	33
計	29	941

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）には、管内の量販店の店頭で消費者等に食品衛生に関するチラシを配布し、食品衛生思想の普及啓発を行いました。

震災の影響により、「小学生の食の安全教室夏期講座」や「消費者・事業者・行政機関職員による食品衛生懇談会」は中止となりました。

■ 街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月9日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等 9名、保健所4名
8月10日	ベイシア白河モール店	県南食品衛生協会等 9名、保健所5名

(3) 『食品安全110番』の状況

消費者の食品の安全性に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置し、関係機関と連携し迅速な対応をする態勢をとっています。

平成23年度には該当する事例はありませんでした。

(4) 食中毒の発生状況

平成23年度、管内においては3件の食中毒事件が発生しました。

いずれも飲食店を原因施設とするノロウイルスによる食中毒でした。

■ 管内の食中毒の発生件数

年 度	19	20	21	22	23
発生件数	2	1	1	2	3

(5) 調理師・製菓衛生師試験

■ 管内受験者の状況

震災のため平成23年度の試験は中止されました。

V-5) 人と動物の調和ある共生

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア育成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

さらに、東日本大震災の被災動物の救護活動を支援しました。

1 市町村の畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の支援、指導事業

(根拠) 狂犬病予防法

平成22年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。

■畜犬登録及び狂犬予防注射実施頭数

平成24年3月31日現在

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,339	290	272	3,121	71.9%
西郷村	1,367	80	166	967	70.7%
泉崎村	642	127	45	412	64.2%
中島村	478	21	36	319	66.7%
矢吹町	1,415	89	105	939	66.4%
棚倉町	894	62	79	709	79.3%
矢祭町	526	29	52	454	86.3%
塙町	706	35	26	509	72.1%
鮫川村	469	36	20	278	59.3%
合計	10,836	769	801	7,708	71.1%

(参照資料編 表47)

2 犬による危害防止、適正飼養指導事業

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成23年度の犬に関する不適正飼養等の苦情件数は186件で、近年、減少する傾向にあります。主な内容は、放浪犬・迷い犬・放し飼いなどによるもので、全体の約84% (156件)を占めています。

■犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜・田畑等の被害
件数	32	5	68	51	8	0
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	2	2	10	0	8	186

(参照資料編 表48,49)

3 飼い犬のしつけ方教室事業

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを習得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

なお、平成23年度は東日本大震災により開催を1回にしましたが、申込者が多く実技を2回実施しました

区分	回数	受講者数
学科	1	17名
実技	2	12名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命を尊び、いたずらにその命を奪うことがないように、保健所に収容された抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。また、譲渡に当たり、動物愛護思想と適正飼養の知識と技術の普及を図りました。

■譲渡の内訳

成犬	37頭
子犬	30頭
成猫	1頭
子猫	22頭

5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 小学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

■ 獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数※
16校	465名	35名

※動物愛護ボランティア24名及び獣医師11名

6 動物取扱業者指導事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺的生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

■ 動物取扱業施設監視件数 平成24年3月31日現在

業態	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	16	19	1		2	38
監視数	5	9	1		2	17

主な取扱動物等：<販売>犬、猫、ウサギ、ハムスター、インコ、カメ
<保管>犬、猫
<展示>馬、ポニー、山羊、ウサギ

7 東日本大震災被災動物救護活動支援事業

(根拠) 動物の愛護及び管理に関する法律

原子力災害対策特別措置法

福島県動物救護本部の被災動物の救護活動を支援し、次のような業務を行いました。

- ・避難所同伴動物の飼養支援業務
- ・被災動物の臨時収容施設の設置、飼養管理業務
- ・被災動物の救護本部の収容施設の飼養管理の支援業務
- ・警戒区域内の被災動物保護業務
- ・保護した被災動物の再飼養支援業務

V-6) 健康危機管理の強化

V-6) -ア 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整

備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル
県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

V-6) -イ 東日本大震災にともなう避難者への健康支援

1 被災者健康支援事業の実施

関係機関との連携のもとに、避難所や仮設住宅入居者等に対する訪問及び健康相談活動を実施しました。

(1) 一次・二次避難所における巡回健康相談活動

① 一次避難所 (36か所)

活動期間 平成23年3月16日～平成23年8月16日

対象避難者数 (延べ) 24,083人

巡回保健師等人数 (延べ) 360人

② 二次避難所 (19か所)

活動期間 平成23年4月26日～平成23年9月7日

対象避難者数 (延べ) 2,473人

巡回保健師等人数 (延べ) 106人

(2) 仮設住宅等入居者への訪問活動及び健康教室等の実施

① 仮設住宅集会所での健康教室の開催

② 乳幼児を抱える避難親子の「親子遊び」の開催

③ 集団ミーティング及び個別の心の健康相談

④ 借り上げ住宅入居者への訪問活動

活動期間 平成23年5月9日～

対象避難者数 (延べ) 1,929人

保健師等人数 (延べ) 156人

2 県南地域避難者健康支援連絡会議の開催

避難者支援にあたる管内関係機関が一体的に支援できるよう、情報共有や課題検討を目的とした会議を開催しました。

第1回 平成23年 8月24日 参加者数 22名

第2回 平成23年12月20日 参加者数 22名